

# 明治天皇崩御と御製（下）

大倉精神文化研究所専任研究員

打越 孝明

## 目次

- 一、はじめに
- 二、明治天皇崩御と御製（以上前号）
- 三、明治天皇崩御と歌話（以下本号）
- 四、おわりに

### 三、明治天皇崩御と歌話

明治天皇崩御後、新聞各紙や諸雑誌上では、御製の紹介がなされ、あるいはそれらの謹解が試みられた。また、敷島の道に励精された明治天皇の御姿を彷彿とさせるような歌話も競って紹介された。そうした歌話が、結果的に御製の謹解の体をなしている場合もある。本節では、各紙誌上や崩御前後に刊行された単行本の中などで紹介された歌話を項目別に再構成し、分析することを通じて、当時の国民が明治天皇と御製について何を知り得たのかを綴ってみたい。

(一) 幼少時の御修学

『時事新報』紙上では、「かくばかり明治天皇が和歌を好ませ給ひしは実に御父孝明天皇の御性質を享けさせ給へるなり孝明天皇亦た常に和歌を愛で且つ斯道に長ぜさせ給ひ、御母英照皇太后にも御秀逸の御詠黠からずまませしより常に皇子（明治天皇を申す）を訓へ導き御詠歌の事を御勧めあらせられき、されば予ねて御孝心浅からざる皇子には、一に其御訓へを畏み敷島の道に御心を寄せられて凡そ七八歳の稚き御時より御題を申し請はれて仮名にて三十一文字を綴らせられ御父陛下の御添削を請はれたりと申す」と幼少時の歌道の修学に孝明天皇の御導きが大きかったことを綴っている。<sup>(62)</sup> 御歌所主事の坂正臣も「此御熱心は偏に先々帝孝明天皇の御導きにあらせ給ふ者にして先々帝御臨終の御時いまだ御若年の陛下を御傍近く招き給ひ『天皇の位に即くとも歌詠む道は夢な忘れ給ひそ』との御遺訓ありしやにて御孝心深き陛下には歌道を重んずるは亡き父帝の御霊に仕ふるなりと仰せて如何に御多忙の御時にも折に振られてものし給」うたと孝明天皇の影響の強いことを指摘している。<sup>(63)</sup>

史料編纂官の和田英松は、歴代天皇との御詠を比較するなかで、最初の詠草の御詠の年齢という点で明治天皇が歴代天皇と遜色のないことを実例を挙げて証明し、歌道に秀でられていた明治天皇の実像に迫っている。

先帝陛下には八歳の御時より御歌を御詠じになつたと承るが、之を御歴代に比し奉れば、極く旧い処は判然せぬが古今集に醍醐帝の御即位前の御製が載つて居る、これは御年齢十一二の時の御詠らしい、順徳天皇は十五歳の御時に五十首の御歌を御詠みになつた、又霊元天皇は十歳の御時からの御製が御集の中にある。<sup>(64)</sup>

明治天皇幼少時の和歌の師は御父孝明天皇であつたことは、例えば『轍仁親王行実』にも以下のように記されてゐる事実であつた。

聖上、未だ祐宮御殿に在しませし頃、安政四年十一月、宝算甫めて六、既に御歌を詠じ給ひ、七八歳の頃より天機を候せらるゝ毎に、和歌五題を賜はり、其の御詠進を待ちて菓子<sup>(65)</sup>を賜はるを例とし、時にはまた御父天皇親ら添削あらせらるゝこともありき

ここにもあるように、明治天皇初の御詠は安政四年十一月のこととされ、その御歌は、月見れは雁かとんでゐる水のなかにもうつるなりけり

であつたといふ<sup>(66)</sup>。また、具体的な添削の実例として、明治天皇の御製を詳しく調査した渡辺幾治郎によれば、その当時の祐宮の作に「曙に雁歸りてぞ春の日ぞ声を聞きてぞ長閑なりけり」という一首があり、それを孝明天皇が御自ら筆をとり、「春の日に空曙に雁歸へる声ぞ聞こゆる長閑にぞなく」と添削した、といふ<sup>(67)</sup>。

## (一) 三条西季知の功績

三条西季知は、幕末の尊攘派の公家でいわゆる七卿の一人。明治維新後は天皇の近習・侍従となつて歌道の指導にあたり、明治十三年に没した。高崎正風ばかりが注目される中で、三条西の功績が語られることは崩御時の歌話の中でも少ない。以下に引用するのは、御歌所主事の坂正臣が三条西の果たした功績へ言及したものである。

此の人(＝三条西季知、執筆者注)が永らく御製を拝見してゐたが、その頃は人材はドンドン登用すると云ふ時代であつたから、三条西子は普通の人でも優れた歌詠みがあつたら推薦しやうと云ふ考へであつた。然るに丁度高崎正風男が和歌の上手なのを見込んで、遂に先帝に御推薦申上げた。こそで高崎男は三条西子に次いで御製を拝見するやうになつたが、男はその頃華族でも何んでもなく、只鹿児島の一士族に過ぎなかつた。それが先帝の御製を拝見するやうになつたのは実に破格の事で、これは三条西子の偉い処であらうと思ふ<sup>(68)</sup>。

明治八年に侍従番長となっていた高崎が、翌年御歌掛に推薦されたのは三条西の尽力によるものであった。

(三) 高崎正風による御製拝見の嚆矢

明治天皇は、明治十年二月に勃発した西南の役に対処するため京都に駐蹕されていたが、七月東帰の途につかれた。その折、遠州灘の船上での歌道をめぐる高崎との一件は、崩御当時広く採り上げられ、大変人口に膾炙した歌話であった。明治天皇から初めて御製の拝見を仰せつけられた高崎は、三首の御製の中でいずれが最も優れているか、との御下問を受け、理由を付して回答した、という話である。「時事新報」には以下のようにある。

同年七月始めて海路東京に還幸ありき、其際高崎男爵船中に扈從してありけるに或日陛下には海上より遙かに芙蓉の峰を望ませられ御製三首あり、当時御歌掛たりし同男爵に拝見仰せ付けられ「三首の中何れが佳きぞ」と御下問ありたり、是れ蓋し同男に御製拝見を仰せ付けられしそもその嚆矢にてありけるとぞ、(中略)爾時男爵は仰せ畏みて御製をば篤と拝見し扱て卒直に三首の中の一首を指して「これこそ取分けて佳き御製にて候へ」と拝答す、蓋し同御製は、久し振にて富嶽を嚆はし、うれしく懐しく思ふとの御思召を単に謳ひ給ひしものにて、そこに何等の形容だに用い給はざりしなり、されば陛下の大御心にては、他の御製二首にこそ幾許の丹精は凝したれ、男爵の選は少しく違ひたりとて、叡感晴々しからず「然らば此歌の何れの点が佳きぞ」と重ねて御下問ありしかば男爵は畏みて「この御製に顕れたる大御心の誠こそは拝見するものをして感動せしめ候へ、左れば恐れながら此御製を選び候ふ」と奏聞しける(以下略)<sup>69</sup>

この船上での一件は『明治天皇紀』には以下のように記されている。

午後三時頃富嶽の雲表に聳ゆるを叡覽、御製三首を詠じたまふ、乃ち鉛筆を以て之を手冊に記し、其の一葉を

裂きて、侍従番長高崎正風の团扇を把りて侍せるに示し、忌憚なく批評せよと宣ふ、正風恭しく拝見し了り、第二の御製殊に優れたりと奏す、天皇、前後二首の調はざる理由を問はせらる、正風、決して調はざるにあらず、但し之れを第二に比するに劣れるのみと奉答す、然らば第二の歌の優れたる所以を説明すべしと仰せらる、正風曰く、京都駐蹕久しきに互れるを以て、東帰の宸念の切なるものあらせらる、は自然なり、是の御製、其の自然の聖懷を卒直に詠じたまふ、是れ優秀なる所以なりと奏す、(中略) 明治天皇御集明治十一年以前の御製の中に、

京都よりかへりける船の中にて  
あつまにといそく船路の波の上にうれしく見ゆるふしの芝山

とあるは、彼の第三首の御製中正風が感吟したてまつる第二の御製なるべし、<sup>(70)</sup>

高崎の返答は天皇を満足させず、次項に述べるように思わぬ歌道論議へと発展することとなる。

#### (四) 高崎正風と明治天皇の歌道論議

高崎が選んだ三首のうちの一首は、明治天皇の御意になつたものではなかつた。そのため、両者の間で図らずも議論が交わされることとなつた。高崎生前の文章を編纂し、その没後刊行した『歌ものがたり』には、明治天皇から「種々斯道に就いての御質問が矢の如く下」り、「自分も浅学のことであるから迎も充分なお答へは出来ぬが、古今集の序文などに就いて、貫之の説かれたところ、又景樹翁の説などを引いて、色々お談話申上げた」と記されるのみであるが、崩御当時報じられた両者の間の歌道論議は、はるかに生々しいものであつた。以下に引用するのは、それらの中で最も読む者をして驚かせ且つ心踊らせしめたであろうと思われるものである。会話体の体裁をとっていることなど、あたかも当時その場で実見していたかのような書きぶりである。虚構性は多分にあるとはいへ、当時の明治

天皇の息吹を伝えているのかもしれない。高崎の立場からすれば、その面目躍如といったところか。

然るに陛下には却つて他の御製が御気に召して居たので、稍や御不満の御様子、聽て「歌は六ヶ敷しいものぢやのう」と仰せられたが、男は何気なく「陛下には左程御六ヶ敷御座りまするか、正風は毫も六ヶ敷いとは思ひませぬ」と御答へ申上げたので、陛下には其言葉を御聞咎めあつて「何故歌は六ヶ敷くないか」と気色ばんで御反問遊ばされた（中略）

薩摩隼人の率直飾りなき男爵は、此御気色荒き御反問にも屈し奉らず「左様でムります他人は何と申すかは存じませぬが正風は少しも和歌を六ヶ敷いものとは存じませぬ」と直言し奉つたので陛下は愈々御気色を損じ給ひ、「古来和歌の道ほど六ヶ敷いものはないとは誰も云ふ処ではないか一生に一首の名歌を詠めば歌人としての名が残ると申す程でないか、然るに其方は斯の道を六ヶ敷くないと申す程ならば定めて余程の名人であらうよしよし今題を取らず程に此場にて即詠せよ、必ず即詠せぬと承知せぬぞ」と宣うて、料紙硯を左右の者をして男の膝に突付させ給ひ早や詠め詠まぬかと厳しき御催促、男爵屹と頭を挙げ「御仁君御明君にも御似気なき御気短かであらせられます」と申上げると、陛下には益々赫怒し給うて「其方は自分を愚弄するか、左様な事申して自分を瞞着致さうとしても承知せぬ、他事は云ふに及ばぬ、歌詠め早や詠め、詠まぬか、其処にて歌詠まぬ上は一寸も動く事罷り成らぬ、皆の者正風が其処で歌よまぬ上は立たすな」と、陛下には、後年頗る御氣象御寛やかにならせられたが、此頃は尚ほ御疝癢強く御気短かで居らせられた。然しながら硬直の男は容易には閉口し奉らぬ、正風は愚物にはムりますが、未だ人を欺いた事はムりませぬ「況して陛下を欺き奉るやうの事はムりませぬ、歌聖貴之が古今集の序にも歌は決して六ヶ敷いものではないと認めてムいます」と言上した。（中略）

陛下之を聞かせ給うて「自分も古今の序は幾十度となく詠み居れど左様なこと見当らぬ、古今の序の何処に和歌の道は六ヶ敷くないと認めあるか」と尚も気色ばみ給ふ、茲に於て男は更に畏みつ、「大和歌は人の心を種と

して万の言の葉とぞなれりける世の中にある、人事にんじわざしげくなれば、心に思ふ事を、見るもの聞くものにつけて言ひ出せるなり、花に啼く鶯水にすむ蛙の声を聞けば生とし生けるもの、いづれか歌を詠まざりける」と序の一説を暗誦して、「斯く歌は決して六ヶ敷ものとはムりませぬ偽り飾らざる人情自然の声より謂いづれば即ち歌となると云ふ事ではムいませぬか、陛下の仰せらるゝ、歌と正風の歌とは聊か相違ムります、難題を下されて強て詠ませられたればとて正風は一首半首の歌をも詠じ奉る事できませぬ、正風は尊き敷嶋の道は技才を闘はず玩弄物とは心得ませぬ、折に触れ時に触れての人情の流露でなくば真の歌ではない、技材を闘す歌は決して詠むべからずと我等歌道の師八田知紀よりの誠めにもムります」と畏るゝ処なく真直ぐに思ふ処を言上したので、陛下には御機嫌頓に和がせ給ひ（以下略）<sup>(72)</sup>

忌憚のない率直な高崎との会話により御機嫌麗しく遊ばされた天皇は、その後も「御記憶のまにまにかれこれと過ぎし折々の御製など仰せ出され」たという。<sup>(73)</sup>『歌ものがたり』にはさらに具体的に「(明治天皇は、執筆者注)益々興に入らせられて、しまひには御手帳をお出し遊ばされて、御旧詠を二三首宛御書きに成つて、此の歌は誰某が添削したのであるが、どうだ、実は詠み立ては斯うであつたのだが、直しと詠み立ては那方が好いなどと仰せられた。それから一々之れを彼是れ申上るのも心苦しい次第であると思つたけれども、やはりお船心地を医するのが専一であつたから、遠慮無く、之れはお詠み立ての方がよろしい、之は直しの方がよろしい、と申上げた。而うしたら大層それがお気に召して、それからそれからとお書きに成つて、遂ひに三十何首拝見仰せ付けられた」と記されている。<sup>(74)</sup>

(五) 高崎正風が明治天皇へ提示した三条件

明治十年の船上の一件により、明治天皇は高崎を厚く御信任になつたらしく、還幸後も高崎へ次々と御製拝見を仰

せ付けた。そればかりでなく、高崎を歌道の師範役にと希望されたという。天皇からの申し出に対して、熟慮した高崎は三つの条件を提示して、それらが認められるなら天皇の御申出を受けるとした。結局、それら三条件は認められ、高崎は三条西季知とともに御歌掛として天皇の歌道師範役となったのであった。坂正臣によれば、「そのころは西三条季知卿が公然御製の拝見をして居られた時であつたから、高崎翁もまだ内々拝見を承はつて居られただけであつた。其後、西三条卿からも推薦があつたとかで、更めて翁に御勅詔があつた」という。前年の御歌掛への就任同様、正式な御製拝見役に高崎が任命されたことにも三条西の仲介があつたわけである。<sup>(75)</sup>

それにしても、臣下である高崎が天皇に条件を申し出るなどということはやはり破天荒なことであろうし、他方で薩摩武士の心意気を示すものとして面白がられたのであろうか、この逸話も崩御当時の紙誌面を賑やかに飾つたのである。以下に引用するのは『東京日日新聞』に載つたもの。

船中にて御歌の事ども語はせ給ひてより大行天皇には高崎男に御歌掛を命じ給へり左れど男は歌道を以て奉仕するの自信なしとて御辞退申したるに大行天皇は龍顔に微笑を含ませ給ひ高崎未熟の故を以て辞する勿れ汝が年は朕に殆ど倍せるに非ずや必ずや其経験も倍せるに相違なかる可からず汝は唯汝が知れる事のみ語れと最も優渥なる勅詔に高崎男は感涙とゞめあへず謹んで御受仕りぬ、而して猶大行天皇に先づ三ヶ条の御願こそあれとて第一は御政務極めて多端なれば歌道御熱心の余り耽り給はぬやう第二には此田舎武士を御歌掛に命じ給ふからは臣が奏すること或は不敬に亘ることなきにしも非ざるべしと雖も御許し給はるべし、又第三には御製は御詠草のみ、御保存ありて臣が御批判し奉りしものと共に他の歌人に示し給ふべし、人によりて見る処は異なるものなればと臆する色なく奏したるに大行天皇には一々御嘉納遊ばしぬ。<sup>(76)</sup>



(六) 歌御会始と詠進歌の叡覽

維新後、明治天皇は華族や官員に詠進を許され、第一回の歌御会が明治二年（一八六九）正月二十四日京都で行われた。以後毎年継続して開催され、東京遷都後、七年には勅題を一般に発表、十二年には一般臣民の詠進歌中から選歌を歌御会始の御前の披講のうちに加えられるなど、華族から庶民に至るまで歌道の奨励に努められたのであった。天皇が庶民の詠草にまで目を通しておられた事例としては、明治九年六月の奥羽御巡幸のおりの逸話が知られている。

『国民雜誌』には、「方言交りの献詠まで一々天覽あらせられし事」と題して以下のように綴られている。

往年東北御巡幸の砌の如きは、沿道の人民何れも狂喜して奉迎し、各地にて献詠の歌数驚くばかりなりしが、中には数ならぬ賤の歌の正当の手續を踏みては天覽に入らざるものと思ふもありけん、或は行在所の卓布の下より、或は御廊下の壁の間より現はる、詠草もあり、又淳朴なる田舎人の心を其のまゝ半切、塵紙などに書きたるも沢なりしが、陛下にはそれを漏れなく御覽あらせらる可き御思召にて、毎夜故高崎男をして奉らしめられて一々御覽の事あり。中には『ぼつと（沢山）鮭でものほり来よかし』などいふ方言まじりのものさへあり、こは片田舎にありては陛下に献すべき品もなし、鮭にても数多のほり来なばといふ意味にて、此類の歌なほ甚だ多かりしが、陛下には却つて興ある事に思召し、一々飽きたまふ事なく御覽ぜられしとぞ。<sup>(76)</sup>

国民の詠進歌がすべて天皇の叡覽に供されていたことが事実であったとは、佐佐木信綱が『時事新報』紙上に綴つた一文を読むと分かる。

毎新年民間より詠進する和歌は預選外のものと雖も一切取纏め別となして製本せしめられ、乙夜の御覽に供へらる、由は予ねて承はり及びし所なるが今宵は何県をとやうに命ぜられ、女官の捧げまつれる詠進書を皇后陛下

下と共に御覽あらせらるゝを御楽みの一つにあそばされたりとは畏き極みとこそ申すべけれ然るに詠進者年々増加すること、悉皆御覧済みとなるは毎年秋も末つかたの頃ほひとなせらるゝにぞ、やがて直ぐに御歌所より願ひ出づる次年度の御歌題の御選定に御着手相成ること殆ど毎年の御例となり居給へり、<sup>(79)</sup>

歌御会始の詠進歌の選や御製御歌の拝見・添削の任を担つたのは御歌所であつた。御歌所は、明治四年に置かれた歌道御用掛が発展して、二十一年六月に開設された。初代所長は高崎正風で、長・主事・寄人・参候・録事の職制があり、桂園派風の歌風が支配していた。

崩御当時は、明治三十年十月の御歌所官制の改正により、所長一人、主事一人、録事六人の外、名誉職として寄人と参候が十数名置かれていた、といふ。<sup>(80)</sup>『中外商業新報』紙上では、「御製取調係と云ふあり御歌所参候東坊城徳長子、長谷信成子其任に当りて年々の分類や、批点に依りての分類や日々事務に追はれ居たりき」と報じられているが、御歌所の官制について、崩御当時御歌所寄人であつた井上通泰は、以下に引用するように詳しく説明している。

寄人は勅任又は奏任で、これは歌の技師でございます。参候は奏任で、歌御会始の儀式に代る代る奉仕する役でございます。主事は奏任の事務官でございます。又録事は他省の属官でございますが、其職務は主として歌に關する事で御座いますから普通の人にはつとまりませぬ。即歌人の中で事務の出来ましますものを探つて之に宛てます。されば録事になりますのは既に独立の出来る歌人であります。又身分は一属官に過ぎませぬが頭官名士に立交り、否此等の人の師となることもありますから名誉ある地位でございます。(中略) その録事が十数年たちますと録事兼任のままで参候に進みます。されば参候の中には華族と少数の宮内官の兼務との外に大抵二人位の歌人が交つて居ります。さうして此歌人出身即録事兼任の参候は後には寄人に進むのである。今は無い事であるが、以前には寄人になつてもまだ録事を兼任してゐるものがあつた。主事即ち書記官は寄人が兼任することがあり他局の人が兼任する事がある。元來寄人には臨時にしか御用の無いものであるから毎日出勤するには及ばぬのであ

るが（中略）寄人の中に主事又は録事を兼任するものがあり、それ等は主事又は録事の資格で出勤するのであるが不時に歌道の御用があると便宜上それ等の人が勤めるので此等の人は自然寄人の中堅といふ形になり最よく省内・局内の事情に通じてゐた。寄人の中でも主事・録事を兼ねぬものは平日は出勤せず、勅任寄人は無論平日は出勤せぬ。此等の人々と区別する為に彼中堅組の人々を必要上私に常勤寄人と名づけてゐた。長と主事とは各一人で其外の職員にも定員がある。就中寄人は六名乃至七名である。勅任寄人は同時に三人あつた事もあり一人も無かつた事もある。されば必しも置かるるものでは無いが、今の坂正臣君は御歌所設置以来第五番目の勅任寄人である。（中略）寄人の職務は主として歌御会始の御用である（以下略）<sup>(82)</sup>。

参候・寄人・主事といった御歌所関係者は、長らく所長を務めていた高崎正風が天皇崩御の年の二月に逝去したため、明治天皇と和歌をめぐる回顧談を語ることのできる最も有力な人々であり、新聞各紙・諸雑誌は競つてこれら関係者の談話を求めたと思われる。

例えば、御歌所主事の坂正臣は、『東京日日新聞』にその談「御歌道の御嗜みは先々帝遺訓」が載り、<sup>(83)</sup>『都新聞』にその肉筆なる「先帝陛下の御歌」が掲載され、<sup>(84)</sup>『成功』には「先帝陛下と御製」と題する一文が載り、<sup>(85)</sup>『実業之日本』にも「歌聖としての先帝陛下」が載っている。<sup>(86)</sup>

御歌所寄人の井上通泰は、『日本』にその談として「先帝の御製」が載り、<sup>(87)</sup>『都新聞』には三回にわたつて「先帝の御製」が載り、<sup>(88)</sup>『国民新聞』にその謹話「御製の徳」が載っている。<sup>(89)</sup>同じく寄人の千葉正胤も、『読売新聞』に「先帝の御歌まことの勅語」が載つた。<sup>(90)</sup>参候長谷信成には、掲載紙誌名不明ながら「天稟」という一文が残されている。<sup>(91)</sup>

(七) 即詠と多作

『東京朝日新聞』は、天皇崩御時「歌人として声名ありし藤原家隆が一生に三万首を詠じたるは古来歌数の多き故を以て有名なるが先帝は歌人に在さずして実に十萬首に近き御製を遊ばされ既に数の上に於ても非凡の程を示し給へり歴代の天皇中斯る多くの御製ありしは唯先帝御一人のみ」と記している。<sup>(92)</sup>これに代表されるように、天皇の御製数は膨大なものとして報じられていた。

御製の総数は崩御の時点では明瞭ではなく、現在では九万三千三十二首とされるが、崩御当時は様々な数が報じられた。井上哲次郎は生前の高崎から聞いた話として「昨年（明治四十四年、執筆者注）十一月男爵が大学に来ての話のうちに、昨年の一月までに、陛下の御歌の数が九万〇五百首である」と記し、「崩御までには、もう聽て十萬に垂んとする御作であつたかと思はれます」と類推している。<sup>(94)</sup>以下、各紙誌等で示されている主な数を列挙し、当時の混乱ぶりをみてみたい。「約六萬首」<sup>(95)</sup>、「七萬首に上りし」<sup>(96)</sup>、「八萬有余首」<sup>(97)</sup>、「殆んど九萬首に達し」<sup>(98)</sup>、「十萬首に上らせ」<sup>(99)</sup>などがあり、御歌所主事の坂正臣でさえ「八萬首以上」と述べている。<sup>(100)</sup>

史料編纂官の和田英松は歴代天皇との比較考証を試み、「御製の数から申しても今日伝つて居る後鳥羽順徳後水尾靈元の御集に就て拝見するに靈元帝の一萬首が最も多く、それに繼では後柏原天皇の五千首である、其他は二千首位で、是等をば先帝陛下の御製十萬と比べると仮令其間に伝はり漏があつたとしても御歴代中先帝陛下ほど沢山の御歌を御詠みになつた方はおはしまさぬのである、否御歴代のみならず恐らく古今を通じて歌人中九萬余の歌を詠じたものもあるまいと思ふ」と、やはり明治天皇の御製数の膨大さを強調している。<sup>(101)</sup>

多作と即詠は直結する。次に、天皇の流暢な詠みぶりを窺わせる逸話をいくつか紹介してみる。高崎は後年、馬上で颯爽と詠草される若かりし頃の明治天皇の思い出を次のように語っている。

先年自分が、侍従番長をして居る時分であつたが、其頃は、始終 聖上には、お馬をお馴しに成つて、おいで遊ばされたので、自分も毎日々々、随分長い時間そのお相手を仕つて居つた。然るに、ある時、例の通り、朝風

くから、お馬場に成らせられて、頼りに御乗り馴しの最中、丁度正風もお相手をいたして居つたが、日影が俄に曇つて来て、雪がちらちらと降り出したかと思ふまに、忽ち大降りに成つて、僅の間に四五間先きは、見えわかぬ位になつた。すると忽ち御馬上にて 御製が御出来に成つて、

降る雪を袖にはらひて臣どもと馬はしらすけるけふのたのしき

と、御声高らかに、二返お吟じあそばされて、高崎はどうだ、未だ出来ぬか、おそいではないか、との御沙汰に驚いて、とりあへず

降る雪のしらあわはませ乗る人のこゝろのこまもいさみあひつ、

と、聞え上げたが、誠に興のあることで、これは正風が、生涯の思ひ出である。<sup>(10)</sup>

高崎が侍従番長になつたのは明治八年のことであるから、この歌のやりとりがあつたのは明治天皇がまだ二十代か三十代の頃であろうか。若かりし日、突然の大雪に颯爽とした姿で馬に跨り、即詠をされる天皇の御姿はまさに一幅の動く絵画である。

次の一文は、もう晩年の頃のことであろうか。多忙な政務を済ませた後の束の間のくつろいだ雰囲気の中、明治天皇が御詠を試みられる一齣を描いたものである。

漏れ承はる所に依れば明治天皇陛下には、あかねさす夕日もいつか木の間に沈みて、打水の風情涼しき夏の黄昏、花おぼろげなる春の夕、さては物寂しき秋の夕暮などには只御一人御心静かに御隨身もなく御内苑に下り立たせられ、かなたこなた御逍遥の末、いつも御裾のつかれを休ませ給ふ或一定の椅子に寄せ給ひ、双の玉手もて御煙草筒を御無意識に抜きては箴めつ、箴めては抜きつ沈思久しうせらるゝ、が殆ど御閑暇の折の御常習の如く  
ならせ給ひ、かくて其御間に必ず十首二十首の御詠をあそばされきと申す<sup>(10)</sup>

天皇の即詠多作ぶりは、例えば、宮内大臣を務めた岩倉具定が語つた話として「陛下の歌を好ませ給ふは、驚かれる

ばかりであつて、御政務を執らせ給ひつゝ、聊かの御暇があれば直ぐに御歌を遊ばす。そして其れを紙の端に御認めになる。恰好煙草を好む者が其れを喫するのにも似て入らせられる。尚ほ御歌を遊ばすにも謂はゆる苦吟といふやうな事はあらせられず、何時もすらすらと御詠みになり、御認めになると、直ちに又御政務を嚮し給ふた」と伝えられたし、<sup>(108)</sup>「明治天皇御百首」の中でも、「陛下は御詠口早くあらせられ、行住坐臥常に御吟詠を絶たせ給はぬ程で、御政務の御余暇などにも、御手許近くにある上奏袋の空袋に、一首成らせらるゝ毎に御書きとめに成り」と綴られた。<sup>(109)</sup> そのあまりの即詠多作ぶりと、余裕綽々とした詠みぶりに、周囲の人々は時に閉口したこともあつたようである。次の逸話は坂正臣が綴つた『実業之日本』掲載のもの。

陛下は、御詩才に富ませられただけに、高崎翁との歌道に関する御議論なども随分お激しいことが少くなかつたさうである。ある時も、行幸先ではしなく御歌の御話になり、一夜百首の御相手をせよとの御下命であつたが、翁は、『歌は、興湧いて始めて詠みまするもの、さやうに強ひて数多く遊ばすことは、歌道の本意ではござりませぬ』と申して御辞退申し上げたところ、陛下には大に御反駁があつて還幸の時切つても何時果つべしとも見えない。供奉の人々も大に困つたが、幸ひ供奉中の土方伯爵が頓智を利かせて、『陛下、一首仕りましてござりませぬ』とて御手許に差し出した。陛下御覧遊ばせば

高崎は御歌所の長なれど一夜百首は閉口のこと

とあつたので、陛下も御笑ひ遊ばされ、御機嫌よく還幸仰せ出されたとの事である。<sup>(106)</sup>

また、御歌会などで天皇が早々に詠草を済ませてしまうと、未だ出来ない者にとっては「心あはて、ふためき歌より汗のみ絞り出」すこともしばしばであつた、<sup>(107)</sup>などと笑えぬ話もあつた。

(八) 御製拝見と添削

明治天皇の御製は、どのような手続きを経て高崎の手元に届いたのか、また御製を拝見した高崎の添削はどのような形式で行われたのか。次に引用する史料は、明治四十四年八月刊行の『聖徳』という単行本に収録されているものである。

(御製は、執筆者注) 七日目毎に御纏めありて御歌所長の手許へ差向けらる、例にて宸筆を慈光寺伯または滋野井伯拝受し奉書紙に謹写し奉り宸筆は桐の箱に納めて厳重に緘封して内大臣の手に保管し奉り、写しを白木の桐の御文函(横二尺深八寸)に納め、これに御製何月何日より何月何日に至ると添書して御歌所長の許へ遣はさる御歌所長は齋戒沐浴之を拝受し恭しく御製を拝誦し奉りて後更に之を御歌所主事、寄人にも拝誦せしめたる後属官命じて之を写さしめ、その写に対して高崎男が入朱し奉ることになり居るなり<sup>(10)</sup>

天皇は高崎に対して厚い信任を寄せ、他方で高崎の方も率直な忌憚のない意見の開陳を続けていたであろうことは、例えば「高崎翁が、低い点など差上げると、折返してまた同じ題のを御詠みになつて拝見仰せつけられる、それにも秀歌と申上ぐべきのが無いと、高崎翁は御遠慮もなくやはり低い点を差上げる、此度はまた前回よりも数多く御詠みになつてお下しになる、さういふ風に、陛下には御根氣強く御詠みになつた<sup>(10)</sup>」とか、「旅行転地等の場合は其先々へ侍従を御遣はせありし事さへ珍しからず<sup>(10)</sup>」との逸話に窺うことができる。高崎は天皇の師傅として、先の天皇への三箇条に示した如く毅然とした姿勢で臨んでいたのである。

高崎氏が始めて 御製拝見を承りし頃なりけり。当時女流歌人の第一と称せられし、女官税所敦子は、或時高崎氏に向ひ、御添削余り厳に過ぎずや。聖上御屈托のために、敷島の道は申すまでもなし。万一 龍体に御異常

ども起させられんには、畏しとも畏き限なるべしと、細々の忠言ありけるが、高崎氏は面を正して、さればこそ曩に三箇条の御約束申し上げつれ、正風が如何に厳格なりとて 帝の御稜威に何をか累すべき。又歌道の御志薄くならせたまひたりとて、争で斯界の浮沈に閑すべき。況んや 帝は歌道の真義に通曉したまへれば、中々此の道を捨てたまふべきに非ず、と弁じける（以下略）<sup>(四)</sup>

高崎の朱入れは、「点は最上は圈二つ次は圈に点二つ、それより圈に点一つ、圈のみと点のみの五種」の段階に分けられていたという。<sup>(四)</sup> 御歌所主事の坂正臣によれば、「御製は高崎男が拝見するのであるが、世間に発表されるのは陛下の御作そのまゝで、男は殆ど全く手を御入れ申すようなことはない。男の意見として人の作を余りなほさないと云ふのであるから、況んや 陛下の御製に於いておやで、御なほし申すにしても、手爾乎波の誤りなどを一寸御なほし申す位のもので、多くも四文字か五文字に過ぎない。それ故御製は 陛下の御詠たてのまゝが発表される」とのことであり、高崎は大幅な加筆訂正等は行わなかつたようである。事実談として坂は、以下に引用するように明治二十四年の新年歌御会始の御製をめぐる逸話を紹介している。

明治二十三年頃、高崎男が 陛下の御製を拝見した時に、私も御側侍に待していゐた。その御製は

長しへに民安かれと祈るかな我世をまもれ伊勢の大神

と云ふのであつた。男は、是れで誠に結構でありまするが、祈るかなのかを除ひてなの次なるを御入れになつた方が御よろしい。即ち

長しへに民安かれと祈るなる我世を守れ伊勢の大神

と、祈るかなを祈るなるに御なほし、て御返上申した<sup>(四)</sup>

坂は訂正の理由として、「『祈るかな』とあつては詞が絶れて面白くない。それよりも『祈るなる』として、直ちに『我が代』に続かせる方がめでたいとのこと」であつた、と記している。<sup>(四)</sup>



高崎の朱入れが済んだ御製は、再び天皇の許へ戻されるが、天皇が即詠且つ多作であられたため高崎ははじめ御歌所関係者の苦勞は並大抵のものではなかつたようだ。

御歌所長御添削申上げたる後、更に浄書せしめ朱筆を入れたるものとならば、尚写しをも添へて陛下の御手元まで差上ぐる其間約そ一週間なり一回毎に三四百首宛御下げ遊ばさるゝとぞ、此の如き手数を要すれば、いかに急ぎでも一週間より早くすることは出来難しとなり、然るに一週間分を纏めて差上ぐる間に、また新らしき御製ありてこれを引き換へに御下げ渡し遊ばさるれば御歌所長は中々繁忙なりされど一週間を待遠くあらせらるゝと見え折々御催促あそばさるとかや。<sup>(10)</sup>

さて、高崎が忌憚のない意見を御製に対して開陳していたことは先述したが、崩御当時、御製の出来映えは一般にどのようなに捉えられていたのだろうか。「不充分の御作なく悉く金玉の御秀作にて調と申し、想と云ひ、感佩すべきものののみ」のような<sup>(11)</sup>、一方的な讃仰がかなり幅を利かしていたことは、武島又次郎が「世間の批評は陛下の御製としいへば、いかなるものでも、尽く深遠なる大御意のこもつたるもの、無量のお考の含蓄せられてあるもの、やうに考へて、只片はしからお褒め申してあるばかりである」と述べている<sup>(12)</sup>ことからも窺える。讃仰一辺倒では、「陛下が御在世中、直諫を好ませられ、切言を快くお聴きあそばされた御<sup>マ</sup>大心よりして思ひ奉れば、かやうな追従的な批評ばかりでは恐らく一面から考へて御志に背<sup>レ</sup>くことになりかねないとは、武島の言を借りるまでもない。<sup>(13)</sup>

しかし、すべての論評が一方的な讃仰に終始していたわけではなかつた。むしろ、御製や天皇の御詠の力量に対して、率直且つ直截的な評価が下されていた面もあつた。例えば、「日清戦争以前までは未だ全く御堪能とは申されず皇后陛下の御歌に比して御点数高からざりしが日清の役を一転機として次第に御上達遊ばされ御着想と云ひ御形式と云ひ一段の御円満にて悉く御製のは殆ど金科玉条として仰ぎまつるに至りたり」とか、「日清戦争当時迄は、いまだ御製は悉く金玉の響とのみは申され難く、却て同時に下させ給ふ御歌の方にぞ加点多き事もありし、(中略)か、

る事も御刺戟となりしにや、其の後引き続き、一日に数首、多くは数十首づ、の御詠出あり（中略）日露戦争頃に至らせ給ひては、漸次御進歩あられられ、竟に聖境に入らせ給ひぬ」とか、<sup>(12)</sup>「初めの程は未だ尽く秀逸の御詠とのみ申され難くあつたが、後には歌聖と申上ぐべき際に入らせられ」とか記されるように、日清戦争の頃までは、天皇の御詠の力量は後年と比べると劣っていたが、日露戦争を境として長足の進歩を遂げられた、との評価だったのである。日露戦争という国難に際会して、天皇がその御詠に長足の進歩を遂げられたとは、古来、和歌が政教的意義を有するものとして編纂されてきていた勅撰集における和歌についての見方を彷彿とさせる。<sup>(13)</sup>『国民雜誌』では、「先帝陛下が国風を詠じたまふ御心掛として拝承する所によれば、陛下は国事多端国政の大難件を処理したまひ、御心最も御忙しき際に於て御歌をもせられし由にて、常に『人は最も困難なる事件に際会し精神を集注せる際に、詩を吟じ歌を詠ずることよけれ、爾すれば心自から余裕を生じ、新たなる分別、新たなる氣力を得るものなり』と仰せありたりとぞ」と綴られていて大変興味深い。<sup>(14)</sup>

#### (九) 御詠の諸相

明治天皇は、趣向の浮かぶがままに反古紙等の手近にあるものに歌を書き付け、それは間々時と所を問わない性質のものであったようだ、と報じている。先述したように、高崎から示された三箇条があるので、「高崎男より夜分だけ御詠み遊ばす様に言上したるに直に御聴許遊ばされ以来昼間は決して御感詠なく夕暮か夜間に限りて御詠じ遊ばされたり」と伝えられているが、<sup>(15)</sup>天皇の詩心は時に、それを逸脱したこともあったようだ。例えば、『中外商業新報』は「多くは数多き日々の政事鬱はしける後物静かなる大殿籠りの間に遊ばされけるにて、時としては政事鬱はす隙々伺候者の打絶へれる折など浮び出でしを、御机の上なる内閣などより奉りし書類の封筒とりて書きしるし給ひ、之を

女官に下し御清書仰せ付けられけり、かくの如き時決して特に御料紙召さるゝ事なく、大きやかなる封筒が常なりき」と記し、<sup>(125)</sup>『東京日日新聞』は「大行天皇には常に一冊の御手帳と一本の御鉛筆を持たせ給ひ御親しく記させ給ふといふ（中略）歌道の為め御時間を徒に過させ給ふ事なく時に触れ折に触れて思ひ浮べ給ふまゝ、を三十一文字に綴らせ給ふ」と記している。<sup>(126)</sup>『聖徳』にも「御製は大抵表御座所御退出の後なるがたまたま御想の浮び来るときは時と処とを嫌はせたまはず、御筆を執らせたまふが例なり故に御政務を嚮はせたまふ御最中にまれ吹上の御苑御散策の御御にまれ俄に御硯や御料紙を召させたまふことあり」と記されている。<sup>(127)</sup>したがって、多くは題詠によつて詠ぜられたものではなく、「即ち御製ありて、次に題を選ばせられしもの」であつたわけである。<sup>(128)</sup>

いま一つ、ちよつと意外なこととして、天皇の宸筆による御製は、浄書役の侍従や女官を除けば誰一人として拝見する機会がなかつた、という事実がある。それは高崎や顯官諸公といえども例外ではなかつた。『報知新聞』は「（高崎、執筆者注）男に御示し遊ばさるゝ御製も内閣其他各省より御親裁を仰ぎたる封筒の反古紙に御記し遊ばされ侍従或は女官に浄書せしめられたるものにて御宸筆は小さく藪の如く鏝にて切り碎き御反古焼きと称して焼捨てるを慣はしとし高崎男と雖も未だ嘗て御真蹟を拝したる事なかりき況んや左右臣僚の其光榮に浴したる事なきをや」と報じている。<sup>(129)</sup>そうすると、世の常で宸筆の御製を入手しようとする者が現れる。次に引用するのは元老山県有朋が、それを試みようとしてついに成らず、断念したという逸話である。

山県公は古稀庵主の号にて華胄社会に於ける歌好きの一人なり公は 先帝陛下の歌聖に在します事を知り又た高崎男よりは数々 陛下の非凡の天才に在らせらるゝ、を聴き御宸筆の御製を賜はりて家門の光榮とせん事実に積年の希望にして天顔に咫尺する毎に御気色麗はしく渡らせ給ふ折を拝察し御宸筆の御製を賜はらん事を伏奏して止まざりき（中略）陛下には一たびも山県公の此の畢生の願ひを聞召し給ひたる事なく公は積年の希望を達する事能はざりき然るに一日公は御学問所に天機を奉伺したる折 陛下には御政務御総攬の御傍ら御口吟み遊された

る御製を御裁可を仰ぎ奉りたる封筒の反古紙に御記遊ばされて御卓子の上に置き給ひけるを恚くと持したる公は此の御宸筆を賜はるを得ば積年の希望始めて達せらるゝものと思ひて知らず識らず身を 陛下の御前の御卓子近く進め闕下に平伏したるに此時 陛下には突と御右手を翳し給ひて御卓子の上なる御宸筆の御製を御取上げ横に御隠し遊ばされたれば山県公も遂に御製を賜はらん事を伏奏する事能はず如何にするも 陛下の御宸筆を戴く事不可能なるを察し遂に積年の希望を擲ちて断念するの止むなきに至りぬ<sup>(30)</sup>

天皇は宸筆が人の手に渡るのを注意深く避けられていたが、他の人物の筆跡によつてある特定の人物に下された例はあつた。次の引用は、山県有朋へ下された御製の背景について綴つたもの。

先帝陛下京都御所におはせし頃、一日山県公恐る恐る御前に進み出で、御苑の稚松を誉め参らせしに、陛下には『山県、それ程まで気に入つたか』と仰せあり、件んの松を公に御下賜相成りたれば、公は大に喜び只管丹精を凝らす程に数年後には幹枝繁茂していとも美事なる松となりたれば、写真に取りて叡覽に供しまつりしに、陛下には興深く思召し、直ちに次の一首を詠みたまひて公に賜ひき、

京都の宮廷の稚松を去る年山県有朋におくりけるに

かく生ひしげりたりとて写真を見せたるによめる

おくりにし稚木の松のしげり合ひて老の千とせの友とならなむ<sup>(31)</sup>

## (一〇) 御製の歌風と内容

所謂御歌所派歌人を代表する一人で、大正六年（一九一七）には御歌所寄人となつた佐佐木信綱は、明治天皇の歌風について、香川景樹の桂園派の流れを汲むものである、と以下のように語っている。

陛下は、始めは三条西季知卿に、後には高崎正風男に御作を示し給ふた。季知卿の歌風は、所謂堂上風の歌風で有つた。正風男は八田知紀の門で、桂園派の歌風で有つた。陛下の御歌として我々の洩れ承つてをるところは、多くは近頃の御作で有る為か、拝し奉るところ、桂園の歌風に近くあらせられる。御歌風のみでなく、歌といふものに対する御考、即ちまごころといふ事を重んぜられ、そを歌の生命と遊ばされた御考も、景樹の思想に均しくいらせられる。<sup>(132)</sup>

佐佐木は「新古今風の和歌にみるやうな巧微といふ風は殆ど見えぬ。これが帝王の御歌として如何にも御調高く拝せらるゝ所以」とも語つている。<sup>(133)</sup> 桂園派は、『古今和歌集』を宗と奉じる流派であるから、佐佐木によれば、明治天皇の歌風が古今調であることを言いたいようだが、果たしてそれは正しい見方であろうか。

新派歌人を代表する一人である斎藤茂吉は明治天皇の御製について、「その歌調の堂々たる、御心のままの直ぐなる、さながらを詠じたまひて、毫も巧むことあらせられず」と語り、同じく新派ながら歌風を異にする北原白秋も「歌聖としての明治天皇は、その御風格に於て、まことに大空のごとく広大であらせられた。いかにも帝王の御製であり、御歌柄であらせられた」と書き、<sup>(134)</sup> いずれも天皇の御製への賞賛を惜しまない。木俣修はそれらを受けて、以下のように述べている。

明治・大正・昭和の三代を通じて生きた、新派歌壇の最もすぐれた歌人の二人がこのようにして明治天皇の御製、歌人明治天皇を讃えているということを、われわれは重大に考えなければならぬ。帝王として帝王調を貫かれてはいる上に、芸術的な香気が豊かであること、和歌の本質を貫徹していることなどを指摘したこの二大歌人の洞察と鑑賞の真実は、それらのなされた時代からすでに四十年を経て、時代の大きな変転を見てきた今日といえども不動である。<sup>(136)</sup>

したがって、明治天皇の詠風が佐佐木の言うように『古今和歌集』を奉じる桂園派の歌風に近いと単純に言い切る

ことはできないだろう。そもそも、天皇の歌風がいずれの流派に属するかなどと考えるのは、狭きに失した見方ではないだろうか。<sup>(137)</sup> 天皇の歌風を強いて命名するなら、木俣の言うように「帝王調」と呼ぶことができるだろう。歌人武島又次郎の次の一文は、正鵠を射たものではないかと思う。

先帝の和歌はお心に思ひあそばされた御真心のまゝを、さながら又思ひ給ふまゝの言語でお表しになつたものである。先帝の御製は内容も外形も陛下が独得に表白し給うたものである。されば陛下のお歌には万葉風とか新古今風とか、もしくは古今風とかなど名づけ奉るべし<sup>(138)</sup>もの一首もない。どこまでも陛下御独得の風体のお歌である。元来模倣の歌は決して真正の歌ではない。吾が思ふ通りを吾が言語で正直に吐露して始めて真正の歌となる<sup>(138)</sup>。明治天皇の詠風について、「御着想雄大絶倫眞に帝王の御風格を具備し給ふ」とか、「奇を求めず、巧を弄せず、即ち少しも匠気なく、すらすらと縦横自在にして、何となく正大也。高山の聳ゆるが如く、大河の流るゝが如し、偉大なる御人格直に発して歌となる。云はゞ天皇的也」として<sup>(139)</sup>いる論評なども言い得て妙である。

次に御製の内容については、佐佐木信綱の言い方に従うなら、「教訓的」と「文学的」ということが主たる話題であつた。

曾て吾等の承はることを得た御製に就て案ずるに御製には明かに二ツの分類があらせらるゝ、一は陛下が尊き大御心から国家を思召し御祖先を敬ひ国民を憫ませたまふの御詠、簡単に言へば教訓的の御歌である、一は春夏秋冬の月に花に折々の情懷を叙べさせ給ふた御歌で、是れ亦簡単に申せば文学的の御歌である<sup>(140)</sup>

と御製を「教訓的」と「文学的」の二つに佐佐木は分類するのである。そして、多大の関心が寄せられていたのは、「教訓的」とされる御製であつた。佐佐木は言う。

教訓的の御歌には聖徳の勝れて高い陛下の御人格が炳乎として顕はれ、恰もその御製を拝誦するのは論語でも読むやうな心地がする、或は教育勅語をば尚ほ一層解り易く御叙べになつたかのやうにも感ぜらるゝ、而もそれは

尊い大御心から自然に湧き出た御詠であるから調子が高く誠実が籠つて殊に有難く拝せられる元來教訓的の歌と云ふものは所謂道歌と唱へて、道理なり教訓なりの結晶体とも云ふべく只理窟を三十一文字に盛つたに過ぎないものになるのが普通であるが陛下の御歌にはさらにさらにかどかどしき節を認めない、是れ畢竟陛下の高い御人格の致す処で、陛下の御製の一首々は其御人格の反映と押し奉らるゝのである、<sup>(145)</sup>

寄人の千葉胤明が語ることも、御製に教訓としての役割を求めたもので、同様の趣旨である。

陛下の御製を奉吟するにそは一々教訓を含み、戦時と平時と家庭にあると労働せるとを問はず総ての人がすべての場合に於る教訓にして、実に教育勅語を御自ら御註釈し玉ひしやの感ありしかも勅語は勅命を奉じて臣下が文案を奉るものなれど御歌は全く大御心より出でし者なればこれこそ真の勅語なれ。唯一首の御製を奉吟してすら、戦時は一軍の士氣振ふべく、平時は人道の大本を知るを得べし。故に多くを要せず僅かにても奉吟し之れを肝銘すべきなり。要之御製は決して風流韻事に非ず、大御心より自ら流れ出でたる宇宙の真理、国民の教訓なり<sup>(146)</sup>

一方、「文学的」の御製については、井上通泰が「御製には教訓的の御歌が多い、而も世道人心に対して極めて適切な教訓的の御製が多」いため、「御平生の御製が則ち皆な教訓的の御歌であるべう推測し奉る人もあらうと思ふが、文学的の御製も亦た少なくありません」と記す口吻から窺えるように、<sup>(147)</sup>それに対する関心は決して高いものではなかつた。それらを論評した文章を見ると、「自然の情感をありのまゝに述べて、何となき趣があるといふ風を特長と拝される」の一文に代表されるように、何となく素つ気ないものが多い。坂正臣が「世人は、ともすれば陛下は教訓的の御詠にのみ長じてあらせられたやうに考へて居る人も少くないが、これは、高崎翁が御製を洩らされるのにこの種のものに傾かれた為で、次の御製などを拝誦すれば、陛下がいかに詩情豊かに渡らせられたかが伺ひ奉られる」として、具体的に御製を例示しているのは、まだ親切な方である。<sup>(148)</sup>

そもそも、御製を「教訓的」と「文学的」の二つに分類することは適切なのであろうか。後述するように、本来御

製は公にすることを前提として作られたものではない。

思ふことありのまにまにすらぬるがいとまなき世のなぐさめにして

敷島のやまとことのはつむのみがいとまなき世のたのしみにして

ひとりつむ言の葉ぐさのなかりせばなにに心をなぐさめてまし

むらぎもの心のうちに思ふこといひおほせたる時ぞうれしき

ひとりゐてひと日このころのなぐさむはしづかに歌をよむ日なりけり

さまざまの世のたのしみも言の葉の道の上にはたつものぞなき

と御製に詠まれているように、天皇にとつて歌を詠むということはいわば内省なのであり、したがって詠み出された御製は独白、つまり独り言あるいはつぶやきであった。

したがって、御製を拝誦する者は、それが内省あるいは独白であることこそ肝に銘じるべきなのであって、教訓歌とみなすことは必ずしも正確な理解の仕方ではないと思う。

「唯一つ御製に依つてのみ御意中を忖度し奉ることが出来る、私は御製を先帝の御宸慮を承はる同様に心得て拝見して居つた」と言ひ、<sup>(18)</sup>「我等は、只此の御製に依つてのみ、目のあたり玉の御声を聞く心地ぞする、我等臣民が神にたます大君の御意中を忖度し奉るは恐れ乍ら只此の御製によるの外なきなり、我等は此の御製によりて先帝の深き深き御宸慮を察しまつるなり。されば我等は、有難き教育勅語や戊申詔書のある外に、此の寸鉄的の多くの勅語あることを忘るべからず」と言ひ、<sup>(19)</sup>「勅は勅をそのまゝに述べてあるのであるが、臣下が御代作し参らせたのであるから、何うも紙を一枚距て、伺よやうな気がする。然るに御歌は<sup>(20)</sup>陛下の御感嘆をそのまゝに御現はしになつてゐるのだから、恰もガラスを通して見るやうな気がする」と理解するところまで止めたい、と思う。そこからさらに進んで「教訓的」と「文学的」との二つに分類し、意図的に一方のみを際立たせ、他方の影を薄くしようという姿勢は感心



できない。

次の一文は近年に記されたものであるが、一読、大変感服するものであったので記しておく。

さく花のいろまだ見えぬ暁の山しづかなり春のよの月

類型といえは類型的であるかもしれない。しかし、咲く花の色、とまず詠みだされて、その色（桜花の白に近い色である）を脳裏に想像させておいて、その次に「まだ見えぬ」と打ち消していることに注意したい。それによって、桜花の朦朧たる色彩は一種の残像のごとくに脳裏に想起されながら、しかし意識の表面にはいわゆる「暁闇」とよばれる夜明け前の真の闇がたち現れるのだ。その時空のなかに、黒い「しづかな」山である。その山の形はいかにして眺められるのであろうかと思う刹那、春の夜の月が彷彿と浮かび上がる、とそういう仕組みになっている。げに見事な造形である。そうして、その調べはどこにも無理がなく、あくまでも風雅で、丈高い<sup>(15)</sup>。こうした天皇の観察眼の鋭さや感性の豊かさをこそ、私たちは御製から読み取りたいものである。

そして、「いかに万乗の君にておはせばとて、雪の降る日は寒くして花の降る日はうかれこそし給はね、人情の變りのあらざれば国を憂ひ民を思ひ給ふ暇々には自然の美にうたれ、風月の情にかられ給ふべきこと」や、「誠<sup>(16)</sup>に人情に尊卑なし天皇の感じ給ふ処を我等も等しく感じまゐらせ、よし九重の隔てはありとも同じ雲井の月を見る心地ぞする<sup>(17)</sup>」、との発言に顕著なように、天皇であつても市井の一凡人であつても、等しく生きとし生けるものの息吹に触れることのできる感性を有しているのだと自覚することこそが、事の本質であるはずである。

(一一)「よもの海…」「子等はみな…」の御製

崩御当時、最も人口に膾炙し、歌聖明治天皇の名を高からしめた御製は、

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

子等はみな軍のにはにいではてて翁やひとり山田もるらむ

の二首であった。「よもの海…」の御製は「四海兄弟」の御題、「子等はみな…」の御製は「田家翁」の御題で、いずれも明治三十七年（一九〇四）日露戦争の折の御詠である。<sup>(154)</sup>

『東京朝日新聞』は七月三十一日の紙上で次のように報じている。

先帝の御製は英訳又は独訳にされて広く世界に紹介されたるが世に公にされたる御製は主として実践道徳に関するものにして世道人心に裨益する所尠からず中にも「四海兄弟」の御題にて「世の中を皆はらからと思へどもなど波風の立ちさわぐらん」の御製はロイドの訳に依りて前米国大統領ローズベルトの感ずる所となり日露仲裁談判はこれがため大に効果を生じたる例さへあり<sup>(155)</sup>

「よもの海…」の御製について、崩御当時、御歌所寄人を務めていた井上通泰は、後年次のように回想している。

英人アーサー、ロイド氏は新聞で御製を拝見して感激の余、高崎男に乞うて新なる御製を漏してもらうて、それを英語に訳して各国の元首に贈呈した。其時高崎男から度々御製の写を渡されて彼英人の許に持参して其意味を英語で訳して聞かせたのは私の門人彌富君でありますから、くはしい話も聞いて居りますが其御製の中に彼

よもの海みなはらからとおもふ世になど波風のたちさわぐらむ

といふのがございました。アメリカ合衆国の大統領ルーズベルト氏もアーサー、ロイド氏から御製の英訳を贈られたが此御製を拝見して天皇が平和を熱望したまふ博愛なる思召に感激して日露間の調停に当らむ事を決心したのであると伝へてをります。<sup>(156)</sup>

アーサー・ロイドは「東京帝国大学文科大学教授」<sup>(157)</sup>で、「米国紐育インデペンデント紙の依嘱」<sup>(158)</sup>によって英訳したとされ、その書名を「Imperial Song」と名づけて出版した<sup>(159)</sup>という。「よもの海…」の御製の英訳は以下の通り。

My heart's at peace with all, and rain would I

Live, as I love, in life long amity;

And yet the storm clouds lower, the rising wind

Stirs up the waves; the elemental strife

Rages around. I do not understand

Why this should be.

Tr. by Arthur Lloyd (英)

英訳された御製によって、明治天皇の平和愛好の精神が世界各国に伝わったばかりでなく、「それに依り天皇の御文名頼に海外に高まり、英国皇帝陛下は、此の英訳を御覽せられ、天皇の御詞藻は音に優美高雅なるのみならず、その底には雄渾闊大なる意義を含ませられ、詩人としても世界第一位にあらせらるべき御資格を備えさせ給ふ御方なりとて、太く御賞讃遊ばされ」たとか、<sup>(161)</sup>「世界到る処 先帝は比類なき武勲を輝かせ給ふのみならず、文学上より拝し奉りても一大詩人と申上ぐべきなりと、一層尊敬を加へ奉るに至りしと承はる」と報ぜられたように、文武両徳を兼ね備えた君主として、世界にその盛名がとどろいたのであった。

「子等はみな…」の御製については、次の逸話が著名である。明治四十四年八月刊行の『聖徳』の中には次のようにある。

岐阜県下の某村に、老農あり、頼みに思ふ息子は召集され、寄る年波に身の働さへ不自由なれば何に楽しみに永らへんやと、浅墓にも自暴自棄の心を起し田畑も荒るゝに任せ、日々なす事もなく暮し居りければ村民は更なり役場の吏員等彼を呼出して其不心得を論したるも、彼れは此世に望みなしとして日々コロコロ寝転げて居るばかりなりければ、村民も今は持てあましまるたる折から新聞紙上に左の御製をぞ掲げありける

児等はみな軍のにはに出ではて、翁やひとり山田もるらん。

役場員は彼の老農を呼び出し御製を示して 陛下には数ならぬ我等国民の上をかくまで思召さるゝに何ぞ御身は自暴自棄に世を送るぞと戒めたり件の老農、聖慮の有難きに感泣し、暫時く面を得揚げざりしが、やがて我に帰り 天皇陛下のかくまでに御仁慈に御思召し渡らせたまふとは知らずして、思ひ違ひを致してけりとして遙かに宮城を伏し拝み此の有難御聖旨には何を以てか報ひ奉るべきとて、この日より俄に朝には未明より耕作に出で、夕には星を戴きて家に帰り大に勤勉の人となりしと云ふ、惜かな、其姓名を逸したる(以下略)<sup>(略)</sup>

崩御當時、『時事新報』はこの話をさらに劇的に描き、天皇の厚い仁慈の心に感応して立ち直った一国民の姿を広く国民の間に知らしめたのであった。

此の「子等はみな」の御製に就ては語らねばならぬ御偉大なる御製の御恵徳がある、日露戦争闌なりける頃、或る老農夫、行末の杖柱とも頼んで居た愛児が召集を受けて戦地に赴いて以来は、寄る年波の心細さに浅墓にも自暴自棄に陥つて、田も耕さず畑も耘らず、投げやりの心鬱々として其日其日を悶えて居た(中略)

左れば田畑には草茫茫と生い茂つて、あはれ斯くては此翁遂に如何にかなるらんと村の甲乙、種々様々に忠告を与へたが、此世には最早何の望みもない身ちや閑うて呉れるなとて毫も取合はなかつた、すると或日の事、偶々新聞紙上に於て「子等はみな軍のにはに出はて、翁やひとり山田守るらん」の此の御製を拝誦して、ハツと電気にかけられた如く胸を衝かれた、心機一転正氣に返つて見ると今までの自墮落が申訳ない、嗚呼何うしたら斯くまで御仁慈篤き天皇陛下の御心に背き奉つた今日までの罪の怖しさが消えやうぞ、大地に身を投げて帝都の方を遙に伏拝み、其罪を懺悔し其身を恥ぢて、倉皇衣を改むるや村長の許に走つて昨非を謝し、今後は身を粉にしても此の限りなき聖旨に酬い奉らんと涙を流して述べたので、居合す人々も共涙、其迷夢の霽れた事を喜んだが、翁は其後別人の如くになつて、人の二倍も三倍も田畑の耕耘に従ふた、一首の御製斯く文盲の農夫を起たし

め給ふたは、偏に鴻大無辺の御仁慈に外ならぬ<sup>(16)</sup>

外国の新聞の中も、老農の佳話を報じたものがあつた。以下の引用は、『アンツアイゲル』紙から。

先帝の御製に対し奉りては人皆な特別の尊度を以て之を拝誦す、されば御製の人心に及ぼす影響の甚大なりといふも、至当の事と謂つ可く、曾て日露戦争当時其全子を出征せしめたる一老農は左の御製の為に奮然絶望の域より脱して、繁劇なる労務に従事したりと云ふ。

子等は皆いくさのには出てはて、翁やひとり山田守るらん<sup>(16)</sup>

(一一) 御製の漏洩と普及

毎年新年一月、歌御会始が催されると、翌日の新聞紙上には明治天皇の御製が掲載されるのが常だつた。それはかなり早い時期からで、例えば、民間からの詠進が認められるようになった明治十二年には、一月二十日の『東京日日新聞』に次のようにある。

一昨十八日は兼て仰出されし御歌会始に付き午前十時 聖上 皇后宮には御学問所に 出御ならせ玉ひ侍講の方々より奏上し奉つる詠進の歌を聞し召し玉ひ左の 御製を遊ばされたる由に承はる

新年 祝言 御製

あら玉の年もかはりぬけふよりは民の心やいと、ひらけん

皇后宮

日の御旗たかくか、けて国民のあふくや年の光りなるらん<sup>(16)</sup>

以後も、歌御会始が催された年は毎年掲載されているようだ。この場合は、公式な御製の発表とみて差し支えないと

思われる。したがって、明治のかなり早い時期から、新年歌御会始の御製について国民は天皇の御製を知り得た、ということになる。

本節で話題としたいのは、それ以外の御製についてである。初めて御製が漏洩されたのはいつであったのか。また、誰がどのような目的で漏洩を試みたのであろうか。以下に引用するように、いずれも漏洩には高崎正風が関与していたようだ。では、最初の漏洩はいつであろうか。『時事新報』では次に引用するように、「明治二十年の頃或人某雑誌を創刊するに当」って、天皇の「聖慮の一端を知らせ」たく思つて高崎が漏洩した、としている。

明治天皇陛下の御製が始めて世に公にせられしは、明治二十年の頃或人某雑誌を創刊するに当り時の御歌所長高崎正風男より万民の拝戴恪守すべき御製一首を承はりて之を拝掲したるに在りとぞ、此時陛下には少しく逆鱗ましまして、「こは世に公にすべきものにてはあらざるを」とて、高崎所長を責め給ふこと頻りなり、所長蔽かなる聖慮の畏さに戦く胸を抑へながら尚ほ且つ剛直なる薩摩隼人の思ふが儘を一徹に「宣ふ所御道理には候へど陛下朝夕下方民の上に叡慮を注がせ給ふことの切なるは事実にて候はずや其叡慮凝つて玉の御詞とはなれり、日々そを拝誦し居る臣正風、弘く世に聖徳の一端を知らせまほしさのあまり、僅かにそが一二を漏らし候ふこと敢て必ずしも深き罪とは存じ候はず」と奏上したるに陛下には其儘何の仰せ出でもなかりしかば、高崎男も、こは奏上の微意を聞召され黙々の間に勅許を賜はるの叡慮なるべしと拝察しそれより、以後は時宜に依り世に御製を漏らすには至れるなりとぞ<sup>(1)</sup>

『報知新聞』が伝えているのは、「明治三十年の交」の話で、「御製二三首」が「新聞紙上に掲げられ」というものであった。

先帝陛下には御在世の御砌は御製は高崎男の外左右補弼の臣僚にも御示し給ひし事なかりしと云ふ然るに明治三十年の交陛下の蒼生に御仁慈を垂れさせ給へる御製二三首端なくも当時の新聞紙上に掲げられて陛下の御乾

徳を称へ奉りたる事ありき（中略）

此時 陛下には「高崎を召せ」との御言葉を下し給ひ御気色甚だ優れさせ給はず闕下に平伏したる高崎男に向はせられ「朕が国風を知る者爾より他にあるなし然るに朕が国風新聞紙の掲載する所となる爾より外知る者なき国風の他に伝はりしは如何なる所以なるか」と宣はせられけるに高崎男は恐懼奉答して曰く「陛下の御製を拝せし者臣を措いて他にあるなし臣の罪万死に当れり然れども臣をして一言の奏上を許させ給へ臣、謹で御製を拝誦し奉るに 陛下の蒼生に御憐愍を垂れさせ賜ふ御仁慈は潜に臣の感激措く能はざる所なり臣は御製を拝誦する毎に 陛下の大御心を拝察し奉りて涙下らざるはなく微臣心底に印するもの御製の如く深きはなし而して他の人と接して談偶々 陛下の御乾徳に及ぶとき覚えすも御製を漏洩し奉り端無く宸襟を悩まし奉りたる段恐懼に堪へざる次第なり」と 陛下には高崎男の奉答に対して如何に思召しけん唯だ僅に「爾うか」と仰せありしのみにて男は恐懼措く所を知らず退出せり<sup>(感)</sup>

次の『時事新報』の記事が伝えるのは、「歌道奨励」のために御製を公表したとの話で、時期は明示してはいないが「未だ近頃の御事」とあるから、崩御から遡るそう古いことではない。

先年故高崎男から、洩承つた処によると（中略）折々の尊き御製を普く国民に示させらるゝに至つたは、未だ近頃の御事、其初めは高崎男に御示しになるのみで、男がいかに奏請せらるゝも常に未だ熟せずとの仰せあつて、一般の拝読は御許しなく、其ま、御手文庫の底深く御秘めになるのであつたが一歳高崎男が歌道御奨励の御趣旨を以て京都在住の甲冑連に御示しになり度しと屢々奏請し奉つたので、平素京都にある公家華族の上を深く思召さるゝ御仁心から、然らばとて漸く年来の御吟詠を御示し遊ばされた（中略）依て男は早速、御示しの御製を御年代分けとして、美濃野紙に浄写し奉り、京都在住の華族一同に拝誦せしめたが、是が抑々一般に御製を御示しになつた嚆矢であると承る<sup>(感)</sup>

ただ、この場合の漏洩は一般国民を対象としたわけではなく、京都在住の華族を対象としているようであるから、前掲の二史料とは、若干意味合いが異なるかもしれない。

御製の流布が一般化するのには、日露戦争頃であったと思われる。これは、崩御時に御歌所寄人であった井上通泰が述べているので真実性が高い。井上は次のように述べている。

明治天皇の御製が新聞に出て世間に漏れ始めたのは明治三十七八年戦役の頃では無かつたか。少くとも此頃から新聞にあらはれる事が俄に多くなつた。これは当時の御歌所長高崎男が漏されたのである。元来天皇は御製の世に漏れるのを御好み遊ばさざりし由である。(中略)これは故侍従長徳大寺公爵から承つた話であるが、或時天皇は御製の頻々として新聞に出るのをにがしく思召されて高崎男を御召になつて軽く御咎になつた。無論高崎男は龍顔に対し奉らずして俯伏して奉答するのである上にカナ聲で御言葉がよく聞えぬから御叱になつて居るのぢやとは気が附かずに「御製を世に漏すといふ事は世道人心の為に非常によい事と存じまして致した事でございます。もし之について御咎があれば正風は切腹して申訳を致します」と申上げて調子に乗つて手で腹を切るまねをして御覧に入れた。徳大寺公は側で見てゐて非常にをかしかつたが笑ふにも笑はれずして大サウこまられた。定めて陛下にもをかしくおほしめしたのであらうが重ねて御咎は無く其儘に遊ばされたといふ事でござい(註)す。

『報知新聞』の伝える話は、漏洩された時期や具体的な御製について記していて、より具体的である。高崎の已むに已まれぬ思いがひしひしと伝わってくる一文である。

(明治三十年頃に最初の漏洩があつて、執筆者注) 爾来御製は民間に漏る、所なかりしが七八年を経て日露の開戦となるや至仁至慈に渡らせらる、先帝陛下には彈丸雨飛の間に馳騁する将校兵卒や遺族家族の心情、敵愾心を奮起する国民の至誠を思召れ数々の御製ありて民の疾苦を憐み給ひぬ「子等はみないくさのにはにいては



て、おきなやひとりやまたもらん」等の御製の如きは如何に陛下の赤子を御憐み存し在したるや感泣に堪へざる次第にして恁る忝なき御製を拜誦し奉りたる高崎男は感激措く所を知らず男は御製を再び世上に伝へ臣民の御乾徳を仰ぎ奉るよすがとなしたるに陛下には再び男を召れぬ男は陛下の御前に出て若し御逆鱗甚しき時は屠腹して罪を謝し奉らんと決心する所あり闕下に平伏したるに陛下には「朕が国風日々に漏洩するは如何にせしぞ」と御下問あり高崎男は「実に恐懼に堪へざる次第なり数年前も陛下より御製漏洩の御下問あり爾來謹んで聖旨を奉戴する所ありしと雖も陛下の赤子を憐み給ふ御仁慈の御製を拝し奉りては感激措く所を知らず不覚にも世上に伝へ奉りぬ」と奉答せしに陛下には龍顏麗はしく御領かせ給ひ夫れよりは御製は折々世上に伝唱し奉りるに至りぬ<sup>(117)</sup>

さらに、坂正臣によれば、後述する大隈重信著『国民読本』が明治四十三年三月に刊行された時点でさえ、天皇は高崎を問い質されていたらしい。

曾て大隈伯爵が国民読本を著して献上せられた時にも、陛下は同書中に御製の多く載せてあるのを叡覽ありて、直ちに高崎翁を召され、『其方の所為であらう』と御詰責があつたので、翁は恐懼その旨を奉答し、なほ、御製のまことに尊くめでたきこと、国民をして常に拜誦せしむれば、風俗を正し道徳を進むるに大効あるべきを信じたること、公然御発表を願ひまつりては到底勅許を得難からんと思へること、よし勅許ありとしても、もし臣の浅学の為、微瑕ありとも知らず発表したらんには、御聖徳を汚しまつるやうの事あらんを恐れて、ただ私心に洩すに至りしことを奏して、只管恐懼に堪へざるよしを申し上げ、これただ国家の為に謀りたることなれば、如何なる御咎を受くとも遺憾なき旨を奏したが、別に何の御沙汰もなくて事済となつた<sup>(118)</sup>。

これらの史料を読んでわかることは、第一に、一貫して天皇は御製が世間に伝わることに極めて慎重であられた、ということである<sup>(119)</sup>。高崎の判断によって漏洩が行われてしまつてから、結果としてそれを追認せざるを得なかつた、

というのが実状であつた。したがつて、『報知新聞』が綴つてゐるような「陛下には龍顏麗はしく御領かせ給ひ」とは、御製が漏洩されたことを喜んでおられるのではなく、漏洩を度々重ねる高崎の行いに対する苦笑の意味として理解すべきと考へる。

いま一つ注目すべき点は、漏洩の張本人であつた高崎は、漏洩の度に軽い注意程度のことではあつたであろうが、厳しい譴責は受けなかつたということである。そして、かえつてその行いが賞賛に価する行為であると報じられた。『時事新報』紙上には次のようにある。

まこと高崎男にして偏に聖慮の程をのみ恐れ畏みてありたらむには御製の民間に洩る、期は何時なりけん陛下御躬ら発表せよと宣命あらせらるゝは謙徳弥高き御一生には恐らくこれなかりしなるべく、爾あらんには我々臣民は今日に至るまで一首の御製をだに承はることは難かりしなるべし、高崎男がその常識の指示する所に従ひて強ひて奏請に及びたるの勇断はその功勞の第一位者たるべきか<sup>(15)</sup>

『読売新聞』にも奇人の千葉胤明が「元来、陛下は御謙讓にましまして一首も公にすべからずとの御意なれば、故高崎御歌所長は徳育に關するもの丈け御聖旨に叛き奉りて臣下に公表せられしなり。されど此の高崎男の処置は不忠の如くにして却つて忠義を尽したるものところ言ふべけれ<sup>(16)</sup>」と述べてゐる。高崎が自らの利益や名譽のために行ったことではなかつたし、結果的に御製の漏洩は国民にとつても歓迎すべきことであつたのだから、高崎に対する賞賛は当然のことであつたのかもしれない。

では、なぜ明治天皇は御製が世間に知れ渡ることに慎重であられたのか。その理由は、先に示したように、天皇にとつて歌を詠むといふことはいわば内省なのであり、したがつて詠み出された御製は独白、つまり独り言あるいはつぶやきであつたと考へられる、という点に求められるのではないか。当初より公表を前提としたものではさらさないわけで、したがつて御製の漏洩に対して天皇が慎重であられたのであろう。

明治四十一年七月の歌道雜誌『わか竹』には、近時、御製を知り得たとして次のように報じている。

最近の事なり 天皇陛下には御製百数十首を御歌所長高崎正風翁の許に下だし給へる由仄に洩れ承れるま、予  
ねて承り及べる一二を記し謹みて聖徳を頌し奉らん

司人さ、くるふみはおほけれと花見るほどのひまはありけり

燕とふかけのみ見えて田植とき家にひまなき小やまたのさと

庭草にみづそ、がせて月をまつなつのゆふべは思ふことなし<sup>(17)</sup>

こうした御製の漏洩も、明治四十五年二月高崎が死去したことで終わりを告げる。天皇の厚い信頼を得て御製の漏洩を試みることのできる人物は、高崎を措いて他になかったのであった。次の引用は、「坂正臣氏談」として『東京日日新聞』紙上に載ったもの。

陛下は如何に貴き御作なりとも常に不出来のものなればと世人に御洩らしあるを好ませられず深く御文庫内に御納め遊ばすにぞ高崎男は何時も数多き御製の中より取出し申し上げ自分は如何に御怒りを被るとも斯る御名作を世に伝へずして可ならめやとて之れを公にするを常としけり斯の如くなれば御近作は多き御事なるべきも高崎男歿後は強て御取出し申し上げるものなく御発表相成れる御最近の御製は新年の

あさつくひとよさかのほるやままつのこずゑをしめてたづぞなくなる<sup>(18)</sup>  
にあり

### (一三三) 御製と国民教育

天皇の御製を広く国民に普及させる上での功労者として、高崎正風やアーサー・ロイドとともに並び称されていた

のは、早稲田大学総長で「国民読本を編纂するに当り率先して御製数十首を拝戴し、之を教訓の材料に資したる」大隈重信であつた。<sup>(10)</sup>大隈は『早稲田学報』の中に、明治天皇奉悼式上での講話であろうか、「明治天皇陛下の御崩御を哀悼し奉る」の一文を寄せていて、その「陛下の文学上御天才」の段で、以下に記すように、明治天皇の御製を国民が拝誦することの意義、さらに明治の盛世と御製との密接な連関を説いている。

陛下が文学上大なる天才を備へ給へし事また其の御美德の一に数ふべきであつたであらう。即ち其の御天才は機に触れ折にして御国振りの御製となつて現はれたのである。此の御製によりて畏くも陛下の内的御生活が伺はるゝのである。即ち御規模の宏大に渡らせ給ひしこと。慈愛に富み給ひしことなどが最も克く伺はるゝのである。御製を拝誦する吾人臣民の最も難有感せらるゝは陛下が偶々花鳥風月を賞でさせ給ふことあるも其の御詠中何等か寓意の存ぜざることなく、常に臣民の上は大御心を注ぎ給ひ、真に帝王たるの高徳の拝誦せらるゝことである。實に一視同仁帝王たる陛下の美德が其天才の文学に依つて現はれて居ることが切れ切れにも世界に通じて居るのである。此の陛下文学的の御天才が陛下の大鴻業と相待ち相助くることの甚大なる者であつたことを余は深く信ずるのである。<sup>(10)</sup>

大隈が著した『国民読本』は、明治四十三年（一九一〇）三月の刊行で、明治天皇御製を「編成の根本とした」ものであつた。<sup>(10)</sup>その内容は「大日本の国体と国民性とを闡明し、現時の法治国に於ける国家組織の綱領と、国民の責任とを概説し、また忠君愛国の新意義を指示し、兼て日本国民の理想を顕明」したものであり、刊行の目的として「主として義務教育年限を終へ、将来帝国臣民たるの権利義務を享有して、与に俱に国家の進運を扶持し、国民の康福を増進して、国体の精華を發揚し、大日本帝国の理想を実現せしむべき責任ある青年男女の補習読本とし、以て現今教育の不備を補ひ、また貴賤老若男女の別無く、一般国民をして、その本分と価値とを確信せしむる」ことを掲げている。<sup>(10)</sup>これによれば同書は、中等教育段階以上の国民を対象として刊行されたもので、立憲国家の国民たるべき者の教

養として必要な内容から成っていた。現在でいうならば、公民科の教科書もしくはその副読本のようなものであろうか。したがって、同書は国民教育の教材として体系的に御製を用いた嚆矢と言い得えよう。<sup>(18)</sup>

『国民読本』の内容につき、以下、典型的ないくつかの項を紹介する。まず「品性の修養」の項では、御製「大空にそびえて見ゆる高ねにもものぼればのぼる道はありけり」が冒頭に掲げられ、次のように綴られている。

教育とは学業を修めて知識を開き、また既に学びたるを温めて品性を養ひ、良習を成すことなり。学問たどひ天地の際を極むとも、その品性にして高尚ならずんば、人の人たるべき資格あるものと謂ふべからず。学問は末なり、品性は本なり。本を忘れて、末に馳せなば、人はたゞ学問の器械たるに過ぎざるべし。智能を啓発し、徳器を成就し、快闊なる氣象を鍊り、堅実なる思想を養ひ、以て己を全うし、他を益すること、真に人たるの道を得たりと謂ふべけれ。

また人に重んずべきは常識なり。常識とは善を善とし、悪を悪とし、公平なる弁別を為すの謂にして、人生の確實なる指針なり。徒らに愛憎の念に駆られ、境遇に役せられて、偏狭の性を養ふべからず。

我等が祖先は、今日の進歩せる学問技芸を知ること能はざりしなり。我等が如くに立憲帝国の恩沢に浴すること能はざりしなり。されど能くその高大なる人格を養ひ得て、至誠一貫、常識に則りて、身を修め、家を斉へ、君国に尽し、以て日本民族の雄志美德を發揮したるにあらずや。我等にして若し品性陋劣、氣宇狭小にして、私利に流れ、名聞に馳せて、仁義忠孝の道を誤りなば、上は陛下の聖諭に悖り、下は祖先の遺徳を瀆して、天下の選民たるの天職を賊ひ、大日本帝国の品位を傷つくるに至らん。<sup>(19)</sup>

次に、「平和と人道」の項では、御製「よもの海みなはらからとおもふ世になどなみかぜのたちさわぐらむ」が掲げられ、次のように綴られている。

四海は兄弟なり、大空の下に棲める民等は、人種の如何に問はず、宗教の異同を問はず、皆これ同胞なり。人

類の義務は、人と人と相愛し、国と国と和睦みて、世界の平和を来すに在り。此義務を名けて人道と称す。

宇内の諸邦は未だ旧来の陋習を棄てず、動もすれば人種、宗教の異同に重きを置きて、相反目するを免れず。また互に権力を争ひ、武装して纔に国際の關係を保ち、加ふるに屢々兵火に訴へて血を流すの禍を起すことあり。されど人道はおもむろに進み、昔は戦争攘奪を目的としたる軍備も、今や一変して内外の平和を保全するを主義とす。既に赤十字同盟ありて、交戦国の病傷者を救恤することは、列国の条規となり、また万国平和會議は戦争の災禍を避くるを目的とし、仲裁を以て国と国との争を決せんとするに至れり。

我國民にして能く東西文明の調和者たる天職を理會し、之を全うするの覚悟あらんには、其影響する所、列國間の嫉妬漸く衰へ、人種問題の偏見次第に去り、國際の關係は、武装に頼らずして、平和に融合し、人道に則りて互に文化を進め、富強を競ふの日を来さん。我等國民は、日光の雲霧を破りて遍く十方を照らすが如くに、世界平和の指導者たり、人道の擁護者たるを以て、至高の理想とせざるべからず。<sup>(18)</sup>

国定國語教科書の尋常小学読本の教材として、明治天皇の御製が初めて取り上げられたのは、明治四十三年（一九一〇）から使用が始まった第二期からであつたらしい。六学年用として使用されたと思われる卷十二の冒頭の第一課は「天皇陛下の御製」で、採られている御製は八首である。

教育勅語と戊申詔書とは、我等が身を修め、世に処するの道を示し給へるものにして、之を拝読するもの誰か御聖徳の山よりも高く、御仁愛の海よりも深きを仰ぎ奉らざらん。陛下が万機の政をみそなはす御かたはら、折にふれてよみ出でさせ給へる御製にも、常に國家を思ひ、臣民をあはれみ給ふ大御心の拝察せらるゝは、かしこしともかしこき極みなり。いでや、其の二三を申さん。

神代より承けし宝をまもりにて、治め来にけり、日の本つ國。

承けつぎし國の柱の動きなく榮えゆく代を高いのるかな。

古の書見る度に思ふかな、おのが治むる国は如何と。

祖宗の大業を承けて、明治の聖世を聞かせ給へる御盛運故なきに非ず。我等臣民も亦祖先の遺風に従ひ、一致協同して、此の国家を護らざるべからず。

陛下は忠勇なる我が臣民を深く信頼し給ひて、

国民は一つ心に守りけり、遠つ御祖の神の教を。

と仰せ給へり。

鍛ツマひたる剣の光いちじるく世にかッやかせ、我が軍人。

此の御製を拝読しては、何人も義勇の心にをどり立つなるべし。

国を思ふ道に二つはなかりけり、軍のには立つも立たぬも。

文武道を異にすれども、国に尽す誠は一なり。

波風のしづかなる日も船人はかちに心を許さざらん。

治に居て乱を忘れざるも此の心なり。学問を修むるにも、事業に従ふにも、常に此の心ありてぞ其の目的は達し得らるべき。<sup>(18)</sup>

ここでは敬神、武勇、報国、油断大敵などの徳目や誠めが御製を通じて語られて、国語の教材としては修身的意味合いの強い構成になっている。

第二期国定国語教科書の編纂委員の一人であった国文学者の芳賀矢一は、かねて世間に流布していた明治天皇の御製に接するにつけ、私は「常に感佩して」いた。それは「何れも道德的の意味を籠めさせられたものが多い」が故であり、「陛下の御製は直ちに仰いで教訓の材料に資するに足るものが多」いので、「我々が編纂して居る国定の小学読本の中にも十首ばかり拝戴したやうな次第である」と述べている。<sup>(19)</sup>

当時の小学校では、国語という教科の中だけではなく、行事等でも御製は拝誦されていた。明治三十一年生まれで明治時代に小学校生活を送ったある歌人は、「事あるごとに明治天皇の御製を奉唱」するなかでも「あさみどり澄みわたりたる大空の広きをおのが心ともがな」の御製は、「一番頻繁に引かれた」ものであったため、「このお歌だけはまだ低学年の頃からはつきりと心に刻みつけられていた」との回想を書き残している。<sup>(18)</sup>

『聖徳』（京都皇學館）も、国民教育に資するものとして御製を念頭に置き、撰述したものである。ここでは、例えば「御乗馬の御姿勢と 御製」「日露戦役 御製の数々」「御慰問と出征将士の感泣 御製の数々」「日比谷公園焼討と 勅語及御製の数々」「教育上の御事」「戊申詔書と 御製数首」「綽々たる御余裕 御製」「国風御堪能の事 御製数種」などの項で御製が紹介されたり歌話が綴られたりしている。<sup>(19)</sup>

#### (一四) 定本御製集の待望

明治天皇崩御後、最も早く刊行されたと思われる単行本の御製集『明治余光』を調べてみると、種々の問題点が浮かび上がってくる。まず、編者自身が「御製は本会評議員の厳正なる校正を経たれ共世間に誤伝せしもの絶無とは申難し目下御大喪準備中にて正確なる校正を其筋に願出る機会なし大成を他日に期し敢て謹刊する次第なり」と記しているように、<sup>(20)</sup>崩御直後に急いで刊行したためか、単純な疎漏が多い。例えば、

世のなかは尊き賤しきほとほとに身をつくすこそ務めなれけれ  
の傍線部は明らかに誤植で「務めなりけり」が正しい。<sup>(21)</sup>

また、現時点で最大歌数を収載する明治神宮の『新輯 明治天皇御集』に掲載されていないものが著しく多いことも見逃せない点である。中には、御製でないものも含まれているのではないかと思われるのである。例えば、春の部



百三十八首のうち『新輯』に掲載があるのは、わずかに十一首に過ぎない。同じように、夏の部は七十一首のうち十八首、秋の部は二十八首のうち七首、冬の部は二十九首のうち五首のみ『新輯』に掲載されているに過ぎない。確かに、天皇の御製は十万首近くあるわけだから、『新輯』に掲載していないものが漏洩されて『明治余光』に掲載された可能性も大にあると思うが、中には御製でないものが交じっているのではないかと、との疑念は晴れないのである。

それからいま一つ、『新輯』収載のものと、わずかではあるが言い回し等が異なるものがあるということである。以下、よく知られている御製を事例として、『明治余光』収載の御製と『新輯』収載のものを幾組か併記してみる。傍線部が異なる部分である。

〔余光〕 空たかくあかる雲雀の声すなりすみれさく野を人にゆつりて

〔新輯〕 空たかくあがる雲雀の声すなり葦さく野を子らにゆつりて

〔余光〕 おもほえず夜をふかしけり国のためたふれし人のもの語して

〔新輯〕 おもはずも夜をふかしけり国のためたふれし人のものがたりして

〔余光〕 つもりては払ふか難くなりぬへし塵はかりなることと思へと

〔新輯〕 つもりては払ふ方なくなりぬべし塵ばかりなることとおもへと

仮名遣いやひらがな・漢字の使用の別はここでは問わないとしても、言い回しの微妙に異なりでも、歌から受ける印象が大幅に違ってくる。例えば、最初の二首について言えば、『余光』のように「人にゆつりて」としてしまうと無機的で面白みに欠けるが、『新輯』の「子らにゆつりて」となれば、子供たちの賑やかな喚声は今にも聞こえてきそ

うで楽しいし、雲雀の囀りと子供たちの喚声が並列されて、これまた面白い趣向であるから、断然『新輯』の方が優れていると思う。

さて、これらの相違が生じている要因は、聴き誤りとか誤写にあるかもしれないし、そもそも高崎を通じた漏洩が正確なものだったのか、との疑いも持たれるのである。

『新輯』との相違は、詞書きや注記にも見られる。例えば、『余光』には「蘆間舟」の題で、

とる棹のころろ長くもこきよせん芦まの小舟さはりありとも

とあり、注記として明治二十八年の「遼東半島遼陽の時よませ給ふと」とあるが、『新輯』では、この御製が詠まれたのは明治三十八年のこととされている。<sup>(10)</sup>

以上、『明治余光』について検証してみたが、他の箇所でも思いがけない誤りに出会うことがある。例えば、「よもの海…」の御製と「子らはみな…」の御製について実例を挙げてみる。本来、

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

が正しいところ、『北海之教育』誌上では、

世の中は皆はらからと思へどもなど波風の立ちさわぐらん

となつてしまつていて、歌の趣は全く異なつてしまう。また、

子等はみな軍のにはいではてて翁やひとり山田もるらむ

が正しいが、御歌所参候長谷信成の一文の中で引用されているのは、

兎等はみな軍のには出で果て、翁や独り小田守るらむ

となつていて、字足らずになつてしまふので、「守る」を「まもる」と読まざるを得なくなつてしまふ。

崩御時、定本としての御製集の刊行を求める声が挙がったが、その内容は二つに分けられる。一つは、正確な御製

の確定ということである。『時事新報』では次のように報じている。

甚だ恐れ多いことながら是れまで広く世間に流布し我々が御製として拝誦して居るもの、中にも、万々一誤り  
伝へて居るものがないとも云へない、近頃も現に其一例に接したのである、又御語句、てにをはの上などに印刷  
の誤りや、拝誦伝唱の際の誤り等が無しとは保し難い、此点から申しても出来るだけ速かに御著作に御着手あら  
んことを返す返す冀望し奉るのである。<sup>(20)</sup>

『明治天皇御百首』は、その刊行の辞の中で「現に御製の註解書が、幾分刊行され、中には誤り伝ふるものもある  
ので、御歌所に於ても、昨今は御製に関する註解や漏洩を禁ぜざるまでも成るべく左様のことをせぬやうにとの用意  
のあるとのことである」と述べて、現今御製の註解や漏洩が困難になりつつあるという憂慮すべき状況が生じている  
との認識を示し、「御歌所主事阪正臣氏」が「帝室に於かせられて一日も早く完全なる御製集の御発表あらせられよ  
かしとはわれ等も渴望する所であると話された」ことを紹介している。<sup>(20)</sup> 寄人の井上通泰も次に引用するように、崩御  
当時、巷間出回っている御製集は疎漏が多いとして皇太后が危惧しておられる、との事実を知らされたという。

天皇の崩御後御製をまとめて発表せられたい、即御集の御公刊が願ひたいといふ声が頻に朝野の間につたが  
大官重臣の中には明治天皇は御製の発表を御好み遊ばさなかつたからと云つて躊躇する向も無いではなかつた。  
特に当時の皇太后は御同心遊ばさぬと漏れ聞えて居りました。(中略) (御歌所長の久我通久氏と、執筆者注) 二  
人同伴して大臣渡辺千秋伯の室に参りました。(中略)

皇太后陛下の思召を御伝へします。先帝陛下は御製の世に漏れる事を御好みがなかつた。たとひ発表するにし  
ても一応よく調べて見た上で無ければならぬ。世に漏れて居るものの中には古歌も交つて居るやうである。  
実に畏多い事である。兩人から一同によく注意するやうに

との仰せであつた。(中略)之より数日前に△△△△といふ御製集を或会から出版した。我等はまださういふも

の出した事も知らなかつたが其書物が皇太后陛下の御目にとまつたのである<sup>(28)</sup>

定本御製集刊行を求める声のいま一つは、国民教育上、御製は大変有益な教材となる、という観点からのものであつた。『時事新報』紙上では、

我々が拝誦した限りの御製に就いても其中に顕はれて居る宏大無辺の御威徳と御仁慈は国民教育の活きたる材料として拝戴すべきものが多いと思ふ。されば我々臣民は其御筋に於て一日も早く明治天皇の御歌集を御作成あらんことを切望に堪へないのである<sup>(29)</sup>、

との提案がなされ、佐佐木信綱も「冀くは数万首の陛下御製の中より畏れながら最も優秀と見奉る分を幾千なりとも精選し奉り以て明治天皇の御製を万代の後までも伝へ、子々孫々の亀鑑と為しまつると共に我等臣民が長へに明治天皇を偲び奉るせめてものしのび草として朝な夕なに拝誦いたしたく思ふのである」と語つてゐる<sup>(30)</sup>。

御製集の刊行は、教育的意味あいの要望が特に強かつたようだ。雑誌『教育界』は、その社説で「宮内省は先帝の歌集を刊行して全国各学校に頒布すべし」と題して論じた。「明治天皇が、我等国民に残されし最も大なるものは、いふ迄もなく教育勅語」であり、「教育勅語が正面の教となつて国民の思想を統一して行くと共に、更に裡面から直ちに国民の思想を純化して行くものは、実に先帝の御製である」から、「宮内省が明治天皇の歌集を刊行して、広く全国各学校に頒布せられんことを切望」する、と論者は主張する。また、御製の刊行を希望する理由は「歌道奨励の爲め」ということに加えて、「御製の如き真情の流露した歌は直に人の肺腑を突くのであるから、世道人心に及ぼす感化影響の甚大なること」にあるとする。そして、宮内省がその任を担うべきことの意味等について、次のように主張した。

御製を刊行するには、是非宮内省の力を煩はさねばならぬ。試に思へ、今宮内省に於いて、之を企図せらるゝに於いては、遺憾なく御製の散逸を防ぎ、国民の未だ知らざる多くの御製を輯むることが出来るではないか。今

日民間には、既に御製を輯めた本が数種刊行せられてをる。然し乍ら、其の中には、誤植の爲めに、折角の名歌を傷つけてをるものもある。歌は一字違つても、大瑕瑾となるのである。更に甚しきに至つては、決して御製であつたものが、誤つて加へられてをるといふこと迄も伝へられてをる、誠に恐れ入つた話ではないか。されば、最も正確謹嚴なる御製の撰輯は、どうとも宮内省の力に待つ外はない。

さらに論者は「全国各学校に頒布する目的を以て、御製を刊行して貰ひ度ひ」とも言う。御製は「随分教訓的の歌」が多いばかりでなく、御製が「真情を流露せられたもの」であるが故に、拝誦する者をして「感動せしむることが多い」ので、「御製の刊行が、我が国民に忠君愛国の思想を涵養するに甚大なる効果」があるからである、とするのである。<sup>(26)</sup>

政界からも、貴族院議員の仲小路廉が「此等の御製の中より、忠君愛国、殖産興業、智識の錬磨、修養の基礎となるべきものを選び、之を莊嚴典雅なる一部の御製歌集として発行」するならば、「各自の処世上の大宝典として永劫に玉音に接するの思もあるべく、又陛下の御盛徳を奉体する所以ともなうと思ふ」と述べて、御製集の発行を要望している。<sup>(26)</sup>

こうした声をも背景に定本御製集の編纂が始まり、その成果は、大正十一年（一九二二）刊行の『明治天皇御集』となつて結実するわけであるが、ここでは触れない。

それにしても、やはり教訓歌集としての願いを込めて定本御製集の刊行を望む声が圧倒的であり、それは決して否定されるべきものではないだろうが、徳富蘇峰が綴る次のような観点を念頭に置いて御製を味わいたいものである。

真に陛下の内的御生活を知らんと欲せば、其の詠じ給へる、御製を捧読するに若くはなし。陛下の寡黙に在りても、其の中心の発作を洩らし給ふ可き必要を、心理的に御感じなき能はず。是れ和歌が陛下に於ては、御生活の中の一要素にして、其の内的御生活の挙証者たる所以也。世の御製を目して、徒らに其の高調、偉韻を称す

るもの、未だ深く思はざるのみ。蓋し 陛下の御製は、或る意味に於ては、羅馬賢帝マルカス、アレリアスの冥想録と、其の原を同うし、且つ其の百代の龜鑑たるに於て、又た其の価値を一にするものたり。<sup>(20)</sup>

#### 四、おわりに

明治天皇崩御に際して、当時の国民は、御製とその製作者である明治天皇について、どのようなことを知り得たのか、ということを中心に念頭に置きつつこれまで検証してきた。当時のすべての文献に目を通したわけではないので、不十分なところも多々あるであろうが、いくつかの新たな事実や従来あまり言及されることのなかった事実を紹介できたように思う。

まず改めて驚かされたのは、御製に対して払われた当時の国民の関心の大きさである。新聞各紙の特集記事や連載、諸雑誌の特集号などを通じて、数多くの御製が紹介され、あるいは数島の道への天皇の励精ぶりが綴られたりした。御製集や本格的な御製謹解集も出始めた。歌聖明治天皇の盛名は、むしろ崩御を出発点として鳴り響き始めたような印象を受けた。

当時にあつては、御製総数の確定の混乱に最も典型的に表れているように、誰一人として天皇の御製の全貌について把握しきれていなかったようだ。誤り伝えられていた御製も数多かつた。そもそも、新年歌御会始の御製を除けば、正式には御製は公表されず、いずれの御製も譴責を受けることを覚悟の上で高崎によっていわば漏洩という形のみ広まっていたという事実には、少々意外な感を覚えた。御製は天皇の御自身の内省であり、独白であつたわけで、公表することを天皇は望まれていなかった、国民に読まれるべきことを想定されていなかったわけ、それを思うと、現在九千首近くの御製を拝誦することができることについて、大変有り難いと思うと同時に、複雑な思いがしない

はない。

安易な態度で御製を拝誦することは厳に戒めなければならぬのである。御製を教訓的なものと文学的なものとに勝手に二分して教訓的なものに比重を置いたり、天皇の詠風を桂園派の流れを汲むものであるとした観点から解釈することは、天皇の御真意をかえって見誤る場合も出てくるのではないか、と思うのである。

私たちが御製を拝誦する上で最も大切なことは、御製を外から与えられる教訓歌として読むのではなく、その一首を私たちが自らに体験してみることでないか、と思うのである。和歌を詠じることを通して、生きとし生けるものの本質へ辿り着こうとされた天皇の御努力の跡に心を致すことではないか、と思うのである。十万首近い和歌をものされた天皇であるのだから、その体験も同じ十万に近い数だけあったわけで、天皇の類い稀な才能の跡を辿ることで私たちの感性が磨かれ、経験も豊かになるはずである。山田輝彦が綴った次の一文は、私たちが御製を拝誦する上で最も参考にしたものの一つではないかと思うのである。明治四十四年の「虫」と題した御製「さまざまの虫のこゑにもしられけり生きとしいけるもののおもひは」を拝誦して綴られた文章である。

私が折にふれて拝誦するこの一首には、特に晩年の広やかな、しかも敏感の御思ひが溢れてあるやうな気がする。(中略) 陛下はじつと耳を傾けて、おのがじし、つかの間のいのちを力の限り鳴きつづけてゐる虫の音を聞き分けてをられるのである。そして、すべての生あるものの、生きむとする意志に激しい共感を示してをられるのである。そこには、世界の歴史に輝く王者としての明治天皇ではなく、さまざまの虫の声に象徴される「生」といふ厳肅なものへの、己みがたい畏敬の念を持った、一人の人間天皇の御表現が見られるのである。それにしても、何といふ切実な御思ひであらうか。ただ一回限りの、つかの間の虫のいのちへの、何といふこまやかな御いとしまのころであらうか。かういふ微妙深切なみころに支へられて、始めてあの明治の輝かしい達成が果た(28)ことが納得できるのである。

ところで、天皇の御製が広く世に広まるようになったのは日露戦争の頃からであった。それから崩御に至るまで十年にも満たない。その間に、御製は国民の間に急激に流布していったが、崩御当時は未だ流布の途次であった、といえよう。確定した御製集もなかったことが、そのことを如実に示している。これが御製だと信じていたものを各人が奉じていた時期だったのである。また、船上での高崎との歌道論議の中であれほどまでに感情を露わにされる天皇が描かれているし、歌聖と崇められる天皇がほんの少し前までは歌が下手であったと綴られたりするなど、その描写には、ある意味で忌憚がない。時代の雰囲気それが可能にしたのかもしれない。こうしたいわば天皇の人間性豊かな面が描かれる一方で、超人的な才能を時に示される天皇のことも描かれていたわけで、国民は天皇の両面を知ることができたはずである。果たして、こうした人間性豊かな明治天皇や自由闊達な御製謹解の試みは、その後も継続したのだろうか。今後の研究の展開の中で念頭に置いて考えたい点である。

御製を拝誦して嬉しいのは、明治天皇という人間の極限まで研ぎ澄まされた感性が、御製を通して我々の目の前に顕現してくることである。凡人には、それらのすべてを体得することはできないだろうが、五七五七七の短歌を通してそのいくらかでも感じ取ることができるということは、私にとって大変な喜びである。天皇の「よもの海：」「子等はみな：」の御製が米国大統領の心を動かし、和平を推進する決心をなさしめた、というのはいままでに出来過ぎた話でにわかには信じ難い、とは現代の私たちにはほとんど疑いようのない常識となってしまう。しかし、その常識は、果たして真実だろうか。『古今和歌集』の仮名序には、「ちからをもいれずして、あめつちをうごかし、めに見えぬ鬼神をも、あはれとおもはせ、おとこ女のなかをもやはらげ、たけきもの、ふのこゝろをも、なぐさむるは哥なり」とあるが、それは単なる比喩であって、短歌は単なる月花のもてあそびに過ぎないのだろうか。短歌という詩の中に、力ある何物かが宿っていると信じることは、それほど荒唐無稽のことなのだろうか。御製を通じて味わうことのできる明治天皇の並外れた豊かな詩心に、現代に生きる私たちの詩心はどれだけ感應することができるのか。私



は今後、そのための精進を続けてゆきたく思っている。

註

- (61) 崩御時、新聞各紙上に掲載された明治天皇をめぐる歌話の主なものには以下の通り。『時事新報』は、八月二日から二十七日にかけて二十四回に亘る連載「御和歌」を掲載し、七月三十一日から始まった連載「聖徳余光」の中でも掲載した。『東京日日新聞』は、七月三十日から八月三日までの連載「大行天皇御逸事」の中で掲載。『東京朝日新聞』は、七月三十一日に「歌聖としての先帝」を掲載。『中外商業新報』は、八月二日から五日にかけて三回の連載「先帝御歌物語」を掲載。『日本』は、七月三十一日に井上通泰男「先帝の御製」を掲載し、八月九日には佐佐木信綱の「先帝の歌風」を掲載。『都新聞』は、八月一日から三日にかけて井上通泰博士談「先帝の御製」を三回に亘って連載。『国民新聞』は、七月三十一日に「先帝陛下の御文徳」を掲載し、八月二日には井上通泰謹話「御製の徳」を掲載。『報知新聞』は、七月三十日夕刊に黒田子爵談「稀に見る歌聖」を掲載し、八月八日夕刊から十一日夕刊にかけて「先帝と国風」を三回に亘って連載。『読売新聞』は、八月四日に御歌所寄人千葉胤明の「先帝の歌風」を掲載し、六日には「歌聖としての天皇」を掲載した。『万朝報』は、八月一日の連載「嗚呼聖天子」の中で天皇の「御文徳」を掲載した。
- (62) 『時事新報』八月二日六頁。
- (63) 『東京日日新聞』七月三十日七頁。
- (64) 『時事新報』八月二十四日六頁。
- (65) 『熾仁親王行実』（昭和八年・高松宮藏版）一六四―五頁。熾仁親王は、同書に（慶応三年、執筆者注）五月二十八日（中略）聖上、歌道御師範を仰せ出さる、旨を伝へらる。但し、方今諒闇中なるを以て公式に発表せられざるも、来春改めて勅命あらせらる、思召なりとぞ」と記されているように、青年期の明治天皇の師と目されていた人物であった。
- (66) 宮内庁『明治天皇紀 第一』（昭和四十三年・吉川弘文館）一三九頁。
- (67) 筑波常治『明治天皇』（昭和四十二年・角川書店）三〇頁。
- (68) 『成功』第二十三卷五号（大正元年九月）二〇頁。

- (69) 『時事新報』八月三日六頁。
- (70) 宮内庁『明治天皇紀 第四』(昭和四十五年・吉川弘文館) 二二二―二三頁。
- (71) 遠山稲子編『歌ものがたり』(明治四十五年五月・東京社) 一九八頁。
- (72) 『時事新報』八月二十五日六頁。
- (73) 『時事新報』八月三日六頁。
- (74) 前掲『歌ものがたり』一九八―九頁。前項も含めた船中の歌論は、『報知新聞』八月八日夕刊四頁や、『東京日日新聞』七月三十日七頁や、『趣味』第六卷三号(大正元年九月) 五―六頁などでも語られている。
- (75) 前掲『実業之日本』第十五卷十七号五七頁。
- (76) 『東京日日新聞』大正元年七月三十一日七頁。前掲『時事新報』八月三日六頁、前掲『国民雑誌』第三卷十六号四一―二頁、前掲『明治聖代志』二九三―五頁などにも同様の話が載っている。
- (77) 歌御会始は、日清戦争中の明治二十八年と、英照皇太后崩御による服喪中であつた同三十年および三十一年を除いて毎年開催された。
- (78) 前掲『国民雑誌』第三卷十六号三八頁。前掲『東京日日新聞』七月三十日七頁「大行天皇御逸事」にも同様の逸話が載っている。
- (79) 『時事新報』八月十二日五頁。
- (80) 『時事新報』八月二日六頁。
- (81) 『中外商業新報』八月五日一頁。
- (82) 『井上通泰文集』(平成七年・島津書房) 五〇〇―二頁／「明治天皇御集編纂に就いて(昭和二年三月二十七日第三回教化事業講習会にて)」。
- (83) 『東京日日新聞』七月三十日七頁。杉謙二編『明治大帝御面譜 附御逸事集』(大正元年八月・至誠社出版部) 一四三―四頁に再録。
- (84) 『都新聞』八月四日二頁。
- (85) 前掲『成功』第二十三卷五号二〇―二頁。

- (86) 『実業之日本』第十五卷十七号(大正元年八月十五日)五六―六二頁。
- (87) 『日本』七月三十一日五頁。前掲『明治大帝御画譜 附御逸事集』一四四―七頁に再録。
- (88) 『都新聞』八月一―三日のいずれも二頁。
- (89) 『国民新聞』八月二日五頁。
- (90) 『読売新聞』八月四日五頁。
- (91) 前掲『明治大帝御画譜 附御逸事集』一四一―三頁。
- (92) 『東京朝日新聞』七月三十一日五頁。
- (93) 明治神宮編『新輯 明治天皇御集』(昭和三十九年)凡例。
- (94) 『中学世界』第十五卷十一号(大正元年八月)二〇頁。
- (95) 『報知新聞』八月九日四頁。
- (96) 『中外日報』八月三日一頁。
- (97) 『時事新報』八月二日七頁。
- (98) 前掲『明治余光』一頁。
- (99) 前掲『玉の御声』自序三頁。
- (100) 前掲『成功』第二十三卷五号二〇頁。
- (101) 『時事新報』八月二十四日六頁。
- (102) 前掲『歌ものがたり』一―二頁。
- (103) 『時事新報』八月十二日五頁。村尾次郎は、かつて歌人の窪田空穂が「明治天皇のおうたのできるのがまことにおはやいといふ話をされた」といい、「陛下は白綾子のおめしもので煙管を手にはせられ、お庭の中をゆつくりと御散策になる。ごく僅かの時間であるが、このおひろひのあいだにたちまち十首ぐらいが流れるやうに噴き出すやうにできてゆく。それは常人の想像を越えたなめらかさであった」と語っていた。(明治神宮崇敬会『わが仰ぎまつる明治天皇御製』(昭和五十五年)一八五頁)。
- (104) 前掲『趣味』第六卷二号四頁。

- (105) 前掲『明治天皇御百首』七六―七七頁。
- (106) 前掲『実業之日本』第十五卷十七号六二頁。この一件があったのは、明治三十四年夏のことであったという（前掲『歌』第二卷二号雜録一頁）。
- (107) 『中外商業新報』八月四日一頁。
- (108) 関熊吉他撰『聖徳』（明治四十四年八月・京都皇學館）二二二頁。
- (109) 前掲『明治天皇御百首』七六―七七頁。
- (110) 『中外商業新報』八月五日一頁。
- (111) 前掲『明治聖代志』二九六頁。
- (112) 『東京日日新聞』七月三十一日七頁。
- (113) 前掲『成功』第二十三卷五号二頁。
- (114) 前掲『実業之日本』十五卷十七号五八頁。
- (115) 前掲『聖徳』一三四―三五頁。
- (116) 前掲『聖徳』一三五―一六頁。
- (117) 前掲『國學院雜誌』第十八卷九号二頁。
- (118) 同前同頁。武島自身は、類似する二首の御製を比較研究して、一方は他方より劣るなどと忌憚なく論評している（前掲『わか竹』第八卷五号二頁）。武島の忌憚のない発言には同感できる点も多いが、「自分は陛下の御製の多数なるに驚き奉つてゐる事は勿論であるが、なほそれよりも一層敬服し奉つてゐる一の点は和歌といふものに就いてのお考である。恐れ多き事ながら、よくあれまでに和歌の眞精神といふものを御会得になつたものであると思ひ奉るとさうに、陛下の御天才に想到せずにはゐられぬのである」（前掲『國學院雜誌』第十八卷九号三―四頁）と述べている箇所などは、「陛下の御天才に想到せずにはゐられぬ」とは語っているものの、何となく高みに立つての発言と感ぜられて感心できない。
- (119) 『東京朝日新聞』七月三十一日五頁。
- (120) 『新日本』第二卷九号（大正元年九月）五九頁。
- (121) 前掲『明治天皇御百首』七七頁。

(122) 『上世歌学の研究』(昭和二十年・筑摩書房)で、著者の中島光風は「要するに国が治まれば和歌もおのづから起つて来る。和歌が盛んになれば国運も亦隆昌に赴く、というのが勅撰集序を通じて見られる和歌・政治相關論」である、と述べている(八五頁)。

(123) 前掲『国民雑誌』第三卷十六号三九―四〇頁。『小学校』にも、「明治天皇常に仰せられたるは、人は最も困難なる事件に際会し、精神を一事に集注せる際に、詩を吟じ歌を詠ずることよけれ、爾すれば心自ら余裕を生じ、新たなる分別新たなる氣力を得るものなりと。(中略)されば先帝の歌を遊ばさる、も亦治国の要道、御修養の一端と思召されたり」とある(『小学校』第十三卷十四号(大正元年九月二十日)三四―五頁)。

(124) 『東京朝日新聞』七月三十一日五頁。

(125) 『中外商業新報』八月二日一頁。

(126) 『東京日日新聞』七月三十一日七頁。

(127) 前掲『聖徳』一三三二頁。

(128) 『新日本』第二卷九号(大正元年九月)五七頁。

(129) 『報知新聞』八月十一日夕刊四頁。

(130) 『報知新聞』八月十一日夕刊四頁。

(131) 前掲『国民雑誌』第三卷十六号四四頁。前掲『類纂新報 明治天皇御集』には、この御製は「明治三十四年十一月にくだし賜へる」とある(二五二頁)。

(132) 『日本及日本人』第五八九号(大正元年九月一日)三六頁。

(133) 『太陽』第十八卷十二号(大正元年九月一日)一三三頁。

(134) 斎藤茂吉『明治大正短歌史』(昭和二十五年・中央公論社)三頁。

(135) 『白秋全集』第二十一卷(昭和六十一年・岩波書店)二八七頁・北原白秋「歌聖としての明治天皇」(昭和二年)。

(136) 『新報 明治天皇御集 昭憲皇太后御集について』(昭和四十三年)五六頁・木俣修「御製・御歌について」。

(137) ある時天皇は、自らの詠草を評して「景樹の格調に似たりや」など仰せ興じたこと(前掲『国民雑誌』第三卷十六号三九頁)。この逸話の意味するところは、天皇の類い稀な歌道の才能であり、ある流派を真似しようと思

うなら、苦もなく真似することができる、というところにある。桂園派の詠みぶりとして真似することは天皇にとつて訳もないが、ただそこに踞踏として止まり、引きずられるようなことはさらになかったのである。

(138) 前掲『わか竹』第五卷十一号二頁。

(139) 『時事新報』八月二日六頁。

(140) 前掲『学生』第三卷九号一六頁。

(141) 『時事新報』八月十日五頁。

(142) 前掲『時事新報』八月十日五頁。佐佐木は、前掲『太陽』第十八卷十二号一三二頁や前掲『日本及日本人』第五八九号三七頁などでも同様の主旨のことを述べている。

(143) 『読売新聞』八月四日五頁。『小学校』誌上でも、「信仰なき根底なき只の人が（中略）教訓的の歌を詠せんには所謂一種の道歌となりたり、御説法に止まる」が、御製を拝誦すれば「大御心に湧くやみ難き感情をさながらに御詠出になるものから、御感情の美はしき、自ら誠の道と合し拝誦するもの無限の靈火に打たれると共に無尽の雅趣を掬しまつるを得る」とされている（『小学校』第十四卷一号〔大正元年十月五日〕三三〜四頁）。

(144) 『都新聞』八月一日二頁。

(145) 前掲『太陽』第十八卷十二号一三三頁。

(146) 前掲『実業之日本』第十五卷十七号六〇頁。

(147) 前掲『類纂新輯明治天皇御集』の掲載頁は次の通り。「思ふこと……」「敷島の……」は二九五頁、「ひとりつむ……」は二九六頁、「むらぎもの……」は二九七頁、「ひとりあて……」は二九九頁、「さまざまの……」は三〇三頁。題は「思ふこと……」以下の五首は「歌」、「さまざまの……」は「をりにふれたる」。

(148) 『都新聞』八月一日二頁。

(149) 『小学校』第十三卷十四号（大正元年九月二十日）三六頁。

(150) 前掲『成功』第二十三卷五号二二頁。

(151) 『諸君！』平成九年五月号一七四頁・林望「三代の御製（二）」。「文学史の問題としては誰も取り上げないし、とくに文庫本などの形で、誰にも読めるといふことにはなっていないのは不思議だけれど、読んでいて、これほど清々しい気持ち

ちを覚える近代の歌集」の「その一」として『明治天皇御集』を挙げている（一七三頁）。

(152) 『小学校』第十四卷二号（大正元年十月二十日）三八頁。

(153) 前掲『小学校』第十三卷十四号三六頁。

(154) 前掲『類纂新輯明治天皇御集』一二二、一六四―五頁。

(155) 『東京朝日新聞』七月三十一日五頁。後年、『明治天皇御製謹解』を著した三島吉太郎は、ルーズベルトに御製の英訳を手交したのは、渡米した金子堅太郎である、とする話を紹介している（三島吉太郎『明治天皇御製謹解』（昭和十五年九月・盛文社）一七―八頁）。三島は、「今回、伯へ御尋ねして事実相違なきことの御回答を得た」とわざわざ注記している（同書一八頁）。

日露戦争勃発するや、政府の命により、特に重大使命を帯びて米国に赴かれた金子堅太郎伯（当時は男爵）は、米国大統領テオドル・ルーズベルト氏とエール大学の同窓にして多年の親交あるを以つて、米大統領及び米国民を勸説して我が国を支援せしめ、且つ我が外債の成立等の為め貢献する所甚大であつたが、予ねて詩歌に多大の興味を有し、且つ之を能する伯は、明治天皇の御製を彼の地に於て拝読するや、恐懼感激に堪へず、心中大いに期する所があつた。乃ち一日、伯はルーズベルト大統領を訪問して

正述心緒

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

田家翁

こらは皆軍のにはいではて、翁やひとり山田もるらむ

右の御製二首の英訳を贈呈し、其の御趣旨の存する所を懇切明快に説明せられたのであつた。

大統領は、この御製を拝読し、伯の謹語を聴くに及び、いたく感動し、四海同胞、博愛仁慈の思召を以て、世界の平和を熱望せらるゝ、歡應を拝承して感激に堪へず、遂に自ら奮ひ起つて日露両国講和斡旋の労を執るに至つたのであると云ふことである。

(156) 前掲『井上通泰文集』五〇―三頁。英訳本完成に至るまでの経緯について、次のように記しているものもある（『北海之

教育』第二三八号（大正元年十一月）二―三頁）。

帝国大学教授「ロイド」博士は 陛下の御製の未だ輯め訳し奉りしことなきを憾みとし先年 御製を英訳に附して我が 陛下の御文徳を汎く世界に示さんと 御製下賜を宮内省に内願したるが未だ邦人にさへ御下げなき儀なればとて其事は沙汰止みとなりたりとされば毎年国民に御示しある新年御勅題の御製を輯め謹んで是を英訳し將に印刷に附せんとせる折恰もよし明治三十七八年の戦役起り国民を愛撫し給ふ御製軍国の改革を思ひ給ふ御製など屢々洩れ聞えて新聞紙にも掲げ奉りしかば博士は大に喜び直ちに夫等の御製をも翻訳し合せて一冊の美本に綴り広く之を内外に頒ちし(以下略)

(157) 『中外商業新報』八月五日一頁。

(158) 『万朝報』大正元年八月一日三頁。

(159) 前掲『明治天皇御製謹解』二〇〇頁。

(160) 明治神宮『明治天皇詔勅謹解』(昭和四十八年・講談社) / 『明治天皇御略伝』一四五頁。

(161) 前掲『聖徳の無窮』四七頁。

(162) 前掲『万朝報』大正元年八月一日三頁。

(163) 前掲『聖徳』一〇九―一〇頁。前掲『聖徳の無窮』四八―九頁にもほぼ同様の話が見える。

(164) 『時事新報』八月十二日五頁。

(165) 望月小太郎纂訳『世界に於ける明治天皇』(大正二年・英文通信社)二二八頁。

(166) 『東京日日新聞』明治十二年一月二十日。

(167) 『時事新報』八月八日六頁。史料中「明治二十年の頃」にこの一件があつて、高崎は「以後は時宜に依り」漏洩を行うようになったとしているが、後述するように、御製が国民に本格的に流布し始めるのは日露戦争の折であつたと推察できるところ、ここで言う「明治二十年の頃」を境として「以後は時宜に依り」と考へるのは正しくない。

(168) 『報知新聞』大正元年八月九日四頁。

(169) 『時事新報』大正元年八月三日六頁。

(170) 日露戦争前の明治三十五年(一九〇二)七月、歌道雑誌『歌』(大日本歌道奨励会刊行)は「兩陛下の御製」と題する次の一文を掲載した。「天皇陛下の和歌に御堪能あらせられ玉ふことは夙に臣民の感佩し奉るところにして昨年夏某日枢密顧問



- 官へ御陪食仰付けられし折とか種々の御物語りより終に同じ日召させられたる高崎御歌所長に對せさせられ『一夜百首は如何だ』と仰せられたるには列座の顧問官達も感じ合へりし趣仄かに洩れ承はりしこともありしが昨今軍国多事万機御親裁の御間を以て折々御詠歌あらせらるゝ由にて実に金玉の御詠も尠からざる趣」(第二卷三二号「明治三十五年七月」雜録一頁)。ここでは、天皇が折々に数多くの作歌をされていることが伝えられているのみで、具体的な御製が紹介されているわけではない。日露戦争前のこの時期には、国民の間に御製はあまり流布していなかつたと推察できるのである。新年歌御会始の御製等二十四首が掲載された『千代のひかり』が刊行されたのはこれより遅く、明治三十六年四月のことであつた。
- (171) 前掲『井上通泰文集』五〇二頁。
- (172) 『報知新聞』大正元年八月九日四頁。『教育時論』には、「日露戦争の頃高崎男は、尊き御製を雲の上深く蔵しまゐらするを遺憾なしとて、広く新聞紙へ掲出するやう計らひを申し召され、一時は国民にさへ御謙讓あらせらるゝの余り、御気色變りて見えさせられしも、男は古き文に例を引きさまざま申弁奉りしに、さらば秀歌をのみ示すは苦しからずと仰せ下されしとか」と伝えている(第九八四号三四頁)。
- (173) 前掲『実業之日本』第十五卷十七号六一頁。
- (174) やはり崩御当時寄人であつた千葉胤明も「陛下におかせられては、御製は遊ばされても、その御一首すら、他へは固より、御信任遊ばした功臣等に対してさへも御示し遊ばされませんでした」と回想している(千葉胤明著『明治天皇御製謹話』昭和十三年・大日本雄弁会講談社) 三六頁)。
- (175) 『時事新報』八月九日六頁。
- (176) 『読売新聞』八月四日五頁。
- (177) 『わか竹』第三号(明治四十一年七月) 六五頁。
- (178) 前掲『東京日日新聞』七月三十日七頁。
- (179) 『時事新報』八月九日六頁。
- (180) 『早稲田学報』第二一〇号(大正元年八月) 六頁。
- (181) 佐佐木信綱編著『やまと心』(大正三年・博文館) 附録五頁／芳賀矢一「御製と教育」。
- (182) 大隈重信著『国民読本』(明治四十三年三月) 自序一―二頁。巻頭には、高崎正風謹写の天皇の御製一首が皇后の御歌一首

とともに掲げられ、本文中には天皇御製と皇后御歌が計六十一首掲載されている。大正二年（一九一三）、同書は「幸にして世上の要求を充たせるが如く、年を逐うて広く行は」れたが、「明治の俄に去りて、大正を迎へたるがため、速かに改訂新本を出すの必要を生じ」たため、全面改稿して「旧本と其の面目を全く異」にした改訂版を刊行し、「各章に先帝御製、若くは皇太后御歌を冠し、全書を通じて、御製六十五首御歌十一首を拝記」したとしている（改訂『国民読本』五―六頁／「再序」）。

(183) 明治三十六年四月三日刊行の『千代のひかり』（『国民新聞』第四千号附録）には、新年歌御会始の御製を中心に、墨書された二十四首の御製が皇后御歌とともに収載され、同三十九年九月刊行の東久世通禮監修『聖徳余聞』（三省堂）には、墨書された二十八首の御製が巻頭に掲げられているほか、本文中でも「御慰問使の差遣」の項を設けて、日露戦争中に満州を慰問に訪れた武官長が兵士等を前に天皇御製五首および皇后御歌五首を朗誦して激励した話を綴ったり、「述懐の御製」の項を設けて日常の天皇の御感懐の御製を紹介したりはしている。これらはいずれも『国民読本』刊行前のものであるが、体系的に御製を教育の教材とした点で、『国民読本』は嚆矢と呼べると思う。

(184) 前掲『国民読本』一七七―九頁。

(185) 前掲『国民読本』一九五―七頁。

(186) 『日本教科書大系 近代編 第七巻 国語(四)』（昭和三十九年・講談社）二二八頁。その他、第二期では巻八に「とこしへに民安かれといのるなる、我が世を守れ、伊勢の大神」の御製も採られているのが確認できる（二二六頁）。なお、大正七年（一九一八）から使用が始まった第三期でも、やはり巻十二の冒頭は「第一課 明治天皇御製」であるが、採られている御製を第二期のそれと比べてみると、次に示すように「古の…」以外の御製はすべて入れ替わり、二首増えて十首になっている（五二〇頁）。

古のふみ見るたびに思ふかな、おのが治むる国はいかにと。

浅緑すみわたりたる大空のひろきをおのが心ともがな。

大空にそびえて見ゆるたかねにも、のほればのほる道はありけり。

ほどほどに心を尽くす国民のちからぞやがてわが力なる。

さし昇る朝日の如く、さわやかにたまはしきは心なりけり。

よきを取りあしきを捨てて、とつ国におとらぬ国となすよしもがな  
荒駒を馴らしがてらに、野辺遠く桜がりするますらをのとも。

いづ方に志してか、日盛りのやけたる道を蟻の行くらむ。

はるばると風のゆくへの見ゆるかな、す、きがはらの秋の夜の月

海原はみどりに晴れて、浜松のこずゑさやかにふれる白雪

- (187) 『時事新報』大正元年八月六日六頁。『心の花』第十六卷九号(大正元年九月)九一〇頁にも「先帝陛下の御製につきて」と題した同内容のものが載っている。

- (188) 明治神宮崇敬会編『わが仰ぎまつる明治天皇御製』(昭和五十五年)一三三―一三三頁。

- (189) 前掲『聖徳』七四―五、九四―九、一〇四―一〇、一一一―七、一一七―九、一四九―五二、二〇〇―三、二二五―三二の各頁。

- (190) 前掲『明治余光』九頁。

- (191) 前掲『明治余光』六三頁。

- (192) 前掲『明治余光』一五、八三、一〇一頁。前掲『類纂新輯 明治天皇御集』九三〇、九五、三五六頁。

- (193) 『明治余光』の特徴として一首の字数をすべて二十七文字で統一しようとしていたためであろうか、例えば次の傍線部のような箇所、活字普及本としてはやや違和感を覚える漢字を用いるなどして字数の調整を図っているのが窺える(二四、六八頁)。

おのかし、つとめををへて後に社花の蔭には立つへかりけれ

花になり実になるみれば草も木もなへて務めのある世なり魁

- (194) 前掲『明治余光』六五頁。前掲『明治天皇御製謹解』でも同様な記述がある(二八八頁)。

- (195) 前掲『類纂新輯 明治天皇御集』三九八頁。

- (196) 前掲『類纂新輯 明治天皇御集』二二二頁。

- (197) 『北海之教育』第三三八号(大正元年十一月)三八九頁。

- (198) 前掲『類纂新輯 明治天皇御集』一六五頁。

- (199) 前掲『明治天皇御画譜 附御逸事集』一四二頁。
- (200) 『時事新報』八月二十六日六頁。
- (201) 前掲『明治天皇御百首』刊行の辞二頁。
- (202) 前掲『井上通泰文集』五〇三～四頁。
- (203) 『時事新報』八月二十六日六頁。
- (204) 『時事新報』八月十一日五頁。
- (205) 『教育界』第十二卷三号（大正元年十一月三日）二一～三頁。
- (206) 『実業之日本』第十五卷八号（大正元年九月一日）一八頁。
- (207) 『国民新聞』大正元年八月四日三頁。
- (208) 前掲『わが仰ぎまつる明治天皇御製』一四〇頁。
- (209) 『古今和歌集』（昭和三十三年・岩波書店）九三頁。